

自閉症・子育て総合支援センター 平成29年度 実践研究紀要

年報 1 号

平成30年 3 月

社会福祉法人 萌葱の郷

年報1号
平成29年度実践研究紀要
社会福祉法人萌葱の郷

目 次

ごあいさつ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 五十嵐康郎

第1部 寄稿論文

個々の学び方の「見取り」を踏まえた支援・・・・・・・・・・佐藤 晋治・・ 1
上記の寄稿論文は、ご本人の申し出により掲載を控えさせていただきますのでご了承のほど宜しくお願いします。

第2部 論文

津久井やまゆり園殺傷事件についての考察・・・・・・・・・・五十嵐康郎・・ 8
発達支援の共有化と保育の専門性を伝達することに向けた研究・・・・・・・・五十嵐 猛・・13
トークンエコノミーシステムの実践と効果について・・・・・・・・・・秋月 正博・・30
事例検討会を通じた対人支援職のクライアント理解促進に関する検討
・・・・・・・・・・・・・・・・後藤 伸二・斉藤 範子・・36
タブレット端末の活用について・・・・・・・・・・・・・・・・新宮 貴志・・47
フィンランドの障害福祉に学ぶ、日本の相談支援について・・・・・・・・田島 良平・・52
子どもの育ちを支える保育に関する一考察・・・・・・・・・・佐藤 健章・・58
なかよしひろば・ゆうゆうキッズで感じ学んだこと・・・・・・・・・・後藤 美穂・・62
「関係性」とはなにか～めぶき園の看護師として、1年目の考察～・・甲斐和歌子・・69

第3部 レポート・感想

ライオン組の子どもたちと関わって・・・・・・・・・・赤嶺 祐希・・74
萌葱の郷に就職して良かったと思えたこと・・・・・・・・・・後藤 優香・・75
萌葱の郷に就職して感じる事と今後の抱負・・・・・・・・・・釘宮 美咲・・76
なかよしひろばでの1年間・・・・・・・・・・・・・・・・水野 尚貴・・77

資料

事業所一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 78



ごあいさつ

社会福祉法人萌葱の郷 理事長 五十嵐康郎

昭和63年3月に知的障害者施設を開設したいと大分県障害福祉課を訪問しました。課長の霜鳥さんは一橋大学ご卒業で、一橋大学が私の職場の滝乃川学園と同じ国立市にあったこともあって障害福祉や自閉症について話が弾みました。霜鳥さんは同年4月に厚生労働省に帰任されましたが、後任の課長の小野さんのご尽力によって、平成3年に自閉症者施設「めぶき園」を開設することができました。

小野さんは、福祉の原点は現場にあるとの強い信念をお持ちの方で、大分県自閉症児・者親の会の方々とお引き合わせいただくなど、ひとかたならぬお力添えをいただくとともに、福祉保健部長になられてからも「めぶき園」に何度も足をお運びくださいました。新名係長さん、担当の渡辺さん、松田さんにも大変お世話になりました。日本初の知的障害児施設「滝乃川学園」に18年間在籍しましたが、局長（部長）や課長が来園したのは在職中1～2回だったと記憶していますので、大分県は障害福祉に熱心な県だと思いました。

私は昭和46年に滝乃川学園に就職し、知的障害が重く、行動障害の激しい自閉症児を担当しました。そのご縁で今日まで自閉症児・者の療育・支援に携わってきました。幸いにも恩師に恵まれ、多くの事を学びましたが、石井哲夫先生が主宰する「自閉症児治療教育実践講座」に参加したことで、「受容的交流療法」を知りました。「受容的交流療法」を技術論と誤解する人もいますが、療育者の支援や態度を関係性の視点からとらえる対人支援の原則です。当時の私にそのような視点はありませんでしたから、正に青天の霹靂でした。

その後、何度も先生の主催する講座に参加させていただきましたが、幸運にも先生のお目にとまり、一介の児童指導員に過ぎなかった私を講師としてお招きいただいたこともありました。先生の主催する講座では、行動療法、動作法、ニューカウンセリング、心理劇、抱っこ法等の講義がトップレベルの講師によって行われました。

数十年前の私の研修報告のあとがきに「～前略～実際の所、教育・福祉の分野で施設ほど研修の機会が少なく、学ぶことが軽視されているところはないと思う。～中略～内実のある処遇実践論を確立しなければならない。そのためには歴史学的視点、社会学的視点、心理学的視点、医学的視点が必要だと思う。それらを一定程度理解したうえで、子どもと向き合い事例研究に積極的に取り組んでいけば、道は開かれるのではないだろうか」と記載している。

療育・支援の仕事は誰でもすぐにできるほど簡単なものではない。マニュアル通りにお世話をすれば事足りるのではなく、研修と研究が不可欠だと考えています。倫理観や基礎的な知識のある人材を実践と研究を通して有能な支援者に育て、仕事にプライドと誇りを持って働いてもらうことが重要であり、そのような趣旨から「萌葱の郷実践研究会」立ち上げ、「平成29年度実践研究紀要」を発行いたしました。まだまだ未熟ですが、お目通しいただければ幸いです。

津久井やまゆり園殺傷事件についての考察

理事長 五十嵐康郎

1. はじめに

戦後最悪の凄惨な殺傷事件から1年6カ月余が過ぎた。災害、事件、テロ、北朝鮮問題等々、次々と衝撃的な出来事が発生し、世の常ともいえるが、最近では話題になることも少なく、多くの人にとって過去の出来事になりつつある。しかし失われた命が戻ることはなく、被害者や保護者の方々が受けた心の傷が癒されることはない。重い障害を持つ人たちの支援に携わる私たちにとって決して忘れてはならない事件であり、二度とこのようなことが起きないようにすることは私たちの責務である。そのような観点から津久井やまゆり園殺傷事件を考察した。

2. 事件の概要

1) 事件発生日時

2016年7月26日未明

2) 容疑者

植松聖元津久井やまゆり園職員

1999年1月20日生（犯行当時26歳）

2012年3月 帝京大学教育学部卒

2012年12月1日津久井やまゆり園に非常勤職員として就職

2013年4月1日常勤職員に登用

2016年2月19日同園退職

3) 犯行概要

津久井やまゆり園に入所している意思疎通のできない重度の障害者を多数殺害する目的で、2016年7月26日未明に相模原市緑区同園敷地内の通用口の門扉を開けて侵入し、外部との通報を防ぐために同園職員を結束バンドで緊縛し、寝ている利用者を次々と、柳刃包丁で刺し、19名を殺害し、職員2名を含む26名に重軽傷を負わせた。

4) 犯行経過

2016年1月頃

地元の先輩に「障害者はいらない。障害者がいなくなれば世界が平和になる。そういうお告げがあった」等と話す。

2016年2月14日

衆議院議長公邸に行き、犯行を予告する手紙を渡そうとするが断られる。

2016年2月15日

再び、衆議院議長公邸に行き、座り込みをするなどして、無理やり手紙を渡す。

2016年2月18日

職場の人に「障害者を殺す」と話す。

2016年2月19日

津久井やまゆり園が警察署に通報する。

警察官と面談した後、病院での受診を受けて「躁病」と診断され、「他害の恐れがある」として、緊急措置入院となる。

同日付で、津久井やまゆり園を退職する。

2016年3月2日

病院を退院する。

2016年6月頃

髪の毛を金髪に染める。

2016年7月26日未明

施設に侵入して45名を殺傷する。

AM2:40頃

施設から大変なことが起きたと110番通報がある。

AM2:50頃

植松容疑者がTwitterに自撮り写真を投稿する。

AM3:00頃

植松容疑者が警察署に自ら出頭し、殺人未遂容疑と建造物侵入の容疑で緊急逮捕される。

3. 植松容疑者の人物像

子ども好きで、近所の人や子供の頃を知る人からは、「笑わせることが得意な明るい子どもだった」「人に優しく誰にも親切」「事件を起こすような子じゃなかった」等の声が寄せられた一方で、高校時代から差別発言を繰り返していたとの情報もあり、大学在学中の20代前半から、不良仲間とみられる交友関係を持つようになり、上半身から下半身にかけて、体一面に入れ墨を入れ、髪を金髪に染めて、大麻の陽性反応が見られた。この頃から両親が自宅を出て、一人で暮らすようになる。

津久井やまゆり園就職当初は「施設の入所者がかわいい」と意欲的だったが、事件の2年程前から、「思うようにいかない」「大変だ」と周囲に話すようになり、元職員の女性は、職員から「植松容疑者が入所者に暴力を奮っており、どう対処していいのかわからない」との相談を受けている。

精神鑑定では、「自己愛性パーソナリティ障害」「大麻精神病」「非社会的パーソナリティ障害」「妄想性障害」「薬物性精神病性障害」等の診断がなされている。

遺族に対しての謝罪の供述をする一方で、被害に遭った障害者には後悔や謝罪の言葉はなく、自らの犯行を正当化している。

4. 事件の反響

就労支援施設を破壊するとのメールや、水戸市で脅迫文がばらまかれたり、障害者支援施設への脅迫電話等の模倣犯が現れ、植松容疑者の凶行を称賛したり、擁護するような書き込みが多数みられた。石原慎太郎元東京都知事の「ある意味わかるんですよ」との発言からも植松容疑者の行動を容認する思想が少なからず存在していると考えられる。

5. 蔓延する差別や排斥の思想

人権と平等が叫ばれるが、障害者に限らず、移民、異文化や宗教の違い等、異質なものを排斥する思想「ヘイトスピーチ」や「ヘイトクライム」が世界中に満ち溢れている。過激思想の影響を受けて、ごく普通の市民がテロリストになるように、植松容疑者がそうした思想に影響をうけたことは想像に難くない。

6. 挫折と歪んだアイデンティティ

子どもの頃を知るひとからの「笑わせることが得意な明るい子だった」との声に代表されるように、幼少期はごく普通の子どもだったと思われるが、高校進学頃から、親の期待に応える（教師になる）ことができなかったことから、アイデンティティを失い、親との軋轢や挫折を経験し、不良仲間と交友し、体全体に入れ墨を入れるなど、生活が一変してしまった。

津久井やまゆり園に就職し、当初は「利用者がかわいい」と言っていたが、「思うようにいかない」「大変だ」と周囲に漏らし、利用者に暴力を奮うようになり、「生産性のない障害者はいらぬ」と考えるようになって、障害者大量殺傷事件を起こすに至ってしまった。

植松容疑者は、障害者を抹殺することで、自らのアイデンティティを保とうとしたとも考えられる。これまでに保護者への謝罪の言葉はあったが、被害者に対しての謝罪の言葉はなく、自らの犯行を正当化していると伝えられている。植松容疑者にとって、被害者に謝罪することは自らの行動と人生を全否定することでもある。私としては、できることなら植松容疑者の刑が執行される前に自らの犯した罪に気付いて欲しい。

7. 無理解や専門性の欠如が虐待の元凶

津久井やまゆり園は、自閉症や重い知的障害があり、行動障害の激しい利用者の方が多数在籍している。そのような方の支援に携わることは、高い倫理性と専門性が問われる。私は20代の前半に滝乃川学園重度棟で、重い知的障害を伴い、他害行為、自傷行為、破壊行為、激しいこだわり、弄便、唾吐き等の激しい行動障害のある自閉症の子どもたちと

出会った。配置されている職員は4名だったが、私が就職する前年に15名の職員が退職して入れ替わった。

こうした状況に置かれ、障害に対しての理解もないままに、なすすべなく、後始末に追われる場合、職員にとって、彼らが示す行動障害は理解不能であり、不愉快な気持ちになったり、敵対的な感情を持つことは不思議なことではない。

8. 誰もが植松容疑者になりうる

障害者虐待防止法や障害者差別解消法が施行され、建前として受け入れられているが、差別や虐待は後を絶たないし、そうした露骨な差別や虐待に至らないまでも、差別や虐待は良くないと思っている人の中にも差別意識は存在する。障害者虐待防止法や障害者差別解消法を必要とする理由もそこにある。

若い頃に障害者運動で街頭活動を行っていたが、「生産性のない障害者は存在する意味がない」と言う趣旨の発言を聞くことが何度かあった。抹殺を正当化する人もあった。障害者施設やグループホーム、特別支援学校建設の反対運動は今日も続いている。その人たちに障害のある人たちの存在（命）を否定しているとの自覚はない。障害を自分とは関係ないものと考えたり、可愛そうな人という発想は、障害者は生きる価値がないとして、殺害した植松容疑者と同根の発想である。

私は、恩師から身近な私たちこそが、最大の差別者であり、謝り続けなければならないと教えられた。多くの人に自分自身が差別をしているとの自覚はないが、差別者としての自覚がないままに、追い詰められれば、社会的弱者の障害者を虐待することになる。

9. 津久井やまゆり園殺人事件が意味するもの

私は滝乃川学園に就職する前に、障害者運動を立ち上げながら、途中で投げ出したことがあったために、何があっても辞めない覚悟を決めていたことと、彼らの置かれた環境や状況が極めて非人間的であったことに対しての義憤から踏みとどまって、数年の取り組みの結果、身辺自立を中心に大きな成長が見られ、行動障害の多くが改善し、施設などの拘束なしで落ち着いた生活ができるようになった。滝乃川学園には18年間在籍したが、理想的な自閉症施設、自閉症療育を極めたいとの思いが強くなって、平成3年に自閉症者施設「めぶき園」を開園した。

めぶき園でも開園当初に利用者の他害行為によって職員が噛みつかれて痣だらけになったり、骨折したことがあった。噛みつかれたり、骨折したり、弄便の場面に直面すると、確固たる信念と十分な修練を積んでいなければ、冷静さを失い、反射的に否定的な対応を取ってしまい、行きつく先は虐待に結びつきかねない。めぶき園でそうならなかった（と信じたい）のは、行動障害は不適切な環境や支援の結果の二次障害という理念に基づいて、スーパービジョン体制を確立したからである。津久井やまゆり園の大量殺人事件は特異なものではなく、どこでも起こりうると思われるべきである。

自閉症や行動障害への支援のあり方はかなり明らかになっている。様々な理論や技法に精通し、実践場面で経験を積んだスーパーバイザーのもとで、スーパービジョンを受けながら学び、修練を積み、専門性を身につけることと、支援者がバラバラに違った支援をすると、自閉症の人は混乱し、行動障害を強化する危険性がある。個人プレーではなく、支援者が共通認識の基にチームプレーで接することが大切である。支援によって行動障害が軽減されることは支援者にとって励みであり、学びであり、喜びである。

障害者支援の仕事は、誰でもすぐにできるほど簡単なものではない。本来は倫理観や基礎的な知識のある人材に実践を通して有能な支援者として育成し、プライドと誇りを持って働ける環境を整える。現状の障害者福祉に携わるスタッフの労働条件や社会の認識はあまりにも低い。そのことは、とりもなおさず、社会が障害者を生産性のない価値のないものとして捉えている証左でもある。単なる植松容疑者個人の問題として片付けるのではなく、社会構造から生み出され、私たち一人ひとりに突き付けられた問題と考えるべきである。

10. 自閉症支援の原則

最後に、二度とこのような悲惨な事件を起こさず、二次障害や虐待を招かないために、これまでの自閉症支援の実践を通して、学んだ自閉症支援の原則を記載する。

- 1) 施錠を撤廃し、清潔で快適・安全な生活環境を提供する。
- 2) ごく当たり前の生活(ノーマライゼーション)と個別的な配慮を保障する。
- 3) 手ごたえの持てる活動や外出の機会を通して社会性や意思決定を育む。
- 4) 愛情をもって、投げ出さない。(真のサポーターは見放さない)
- 5) 個別支援計画に基づいて、余裕のある日課(ルーチン)を組み立てる。
- 6) 遊び、生活、活動等での相互作用を通して、他者意識や共感性を育てる。
- 7) 特定の療育理論や技法に囚われるのではなく、幅広く学んで実際の場面で応用する。
- 8) 行動の現象面だけを捉えるのではなく、環境や心理面での原因や背景を考察する。
- 9) 支援にあたっては、記録⇒分析⇒仮説⇒実践⇒検証を繰り返す。
- 10) 職員の勤務負担の軽減を図り、過労やメンタルに配慮する。
- 11) スーパーバイザーの元で事例検討を重ねて支援方法を統一し、チームで支援する。
- 12) 自傷行為や他傷行為、破壊行為は当事者のためにならないことを伝えて止める。
- 13) 対応しない(無視する)ことは行動障害をエスカレートさせる場合がある。
- 14) 職員自身の感情をコントロールし、穏やかで肯定的な態度で接する。
- 15) 利用者の立場に立って、自らの支援を振り返る。
- 16) 丁寧に説明するなど、折り合いがつけられるように関わる。
- 17) 医療と連携し、脳科学や神経生理学の新たな知見に学ぶ。

私は、ここに記載した自閉症支援の原則に基づいて実践することで、クリエイティブで、学びと喜び、豊かな人生をもたらす仕事は他にないと思っている。

発達支援の共有化と保育の専門性を伝達することに向けた研究

豊後大野子育て総合支援センター いぬかいこども園 園長 五十嵐猛

1、はじめに

当法人は大分県で唯一の自閉症支援施設であり、発達障害児者支援のノウハウについても見識が深いことから平成17年より発達障害者支援センターの委託を受けて運営しています。

当センターは、大分県発達障害支援専門員養成研修によって大分県下の発達支援に関わる支援者の専門性向上とネットワーク化を推進することができており、保育所や施設、学校等の諸機関とも深い協働関係を築くことができています。

こうした経緯から、平成24年には大分県豊後大野市から犬飼保育園と地域子育て支援センターを引き継ぐことになり、平成27年には子ども子育て支援新制度に伴って幼保連携型認定こども園に移行するとともに、地域子育て支援センターと児童発達支援センターを隣接させることで、障害の有無や園の在籍如何にかかわらずに地域の子育て家庭全般に向けた支援をすすめてきました。また、当園が位置する犬飼町は大分市に隣接していることから、広域利用者を通して大分市内の関係諸機関との交流もあり、要保護家庭を含めた広範囲の家庭支援を行っています。

豊後大野市内には、公立認定こども園が1園、認可私立保育園が3園、私立認定こども園が8園、事業所内保育所が2園あるのですが、年々少子化は進んでおり、過疎化や人口が減少している反面、核家族化や女性の就労の増加などと、育児環境は著しく変化しています。その結果として子育て家庭の孤立、貧困、虐待問題といった、子育ての困難、気になる子ども、気になる保護者に対する支援がより多く求められるといった課題が浮かび上がっており、こうした課題に向けて各保育園が行政機関や児童発達支援センターを始めとする関係諸機関との協働や連携を進めることが望まれた結果、大分県独自で保育コーディネーターの養成を進めるとともに、その活用に合わせて保育園と関係諸機関が連携していくためのツールも求められてきています。

こうした子育て支援情勢の中、気になるこどもの支援のみならず、待機児童や保育士不足といった社会的な問題も含めて保育の専門性を諸機関で生かすことを目指した研究を進めてみました。

2、研究の視点

関係諸機関との協働支援をすすめていくためのツールとして、大分県発達障害者支援センターにて作成した発達支援ファイルを発展させる構想をしていたところ、実際に保育所を経営していく中で、集団に馴染みにくかったり、人間関係を育て難かったりする児童が就学後にも保育が引き継がれていく必要があることに気付き、保育の専門的視点で残され

た保育経過記録を関係諸機関と共有することを想定してみました。

具体的には、児童の発達経過を可視化することで個々の発達を比較しやすくさせ、こども一人一人の発達課題や、特性、合理的配慮、教育保育の内容等を共有・引き継ぎをやすくしていきたいと考えています。

また、切れ目のない支援に向けて保育コーディネーターが保護者を始めとする関係諸機関と本保育経過記録を共有していただくことを平成 28 年度の大分県保育事業大会にて宇佐市公立保育所の保育コーディネーターと協働研究した結果や、大分市認可私立保育園での保育コーディネーターフォローアップ研修にて寄せられた事例をもとに、チャートから発達課題や対応を読み取ることについても考察したいと考えています。

3. 成果予測

チャートで示された発達経過を保護者や関係諸機関とも共有することによって、保育の専門性を有しない者でも客観的に子どもの姿を捉えやすくなり、保育者と同じ目線で子どもの発達を考えやすくなるのが考えられます。また、こどもの発達段階が図形で捉えることにより、園内職員を始め保護者や家族を支える関係機関とも課題認識や成果を共有しやすくなることも期待できます。更には、4回にわたる発達記録の中で環境と発達との関連性についても理解が一層深まることも予測することができます。

4. 研究の経緯

平成 28 年 4 月～1 月	宇佐市立保育所 4 園の職員とともに、平成 28 年度大分県保育事業研究大会に向けて、保護者や関係諸機関と保育経過記録の共有化について研究する。
平成 29 年 2 月～4 月	保育経過記録のレーダーチャートを作成する。
平成 29 年 6 月	いぬかいこども園園内研修にて保育経過の確認と記録の仕方について検討する。
平成 29 年 8 月	フレーベル館本部にてレーダーチャートを紹介する。
平成 29 年 8 月	大分県発達障がい者支援専門員の会にて紹介する。
平成 29 年 10 月～	大分県保育コーディネーターフォローアップ研修にて事例を検討する。
平成 29 年 1 月	大分県発達障がい者支援センター講演会にて公開予定。
平成 30 年 2 月	豊後大野子育て総合支援センター研修にて各項目についての共通理解を行う。

5. 研究内容

①保育経過記録の紹介

保育経過記録は、大分県保育士会が保育所保育指針をベースにしながら発達経過を観察しやすくなるために、1～5歳の年齢別に養護と5領域の育ちを表にしたものであり、大分県下の保育所の殆どが4期に分けて全園児の記録を行っています。

項目		1期	2期	3期	4期	
		歳/ヶ 月	歳/ヶ 月	歳/ヶ 月	歳/ヶ 月	
養護	保持 生命の	・快適に生活できている。				
		・健康で安全に過ごせている。				
		・生理的欲求が十分に満たされている。				
		・子供の健康増進が積極的に図れている。				
	安定 情緒の	・安定感を持って過ごせている。				
		・自分の気持ちを安心して表すことができる。				
		・周囲から主体として受け止められ、主体として育ち、自分を肯定する気持ちが育まれている。				
		・心身の疲れが癒されている。				
教育	健康	食事	・健康な生活リズムを身につけ、食事をする。			
			・食事の仕方がわかり、友達と喜んで食事をする。			
			・箸を正しく持って食べる。			
			・健康に関心を持ち、好き嫌いをなく食べようとする。			
			・食事には主食、主菜、副菜があることがわかる。			
			・好き嫌いをしないで、よく噛んでなんでも食べようとする。			
			・こぼしたら自分で始末する。			
			・食事の準備、後片付けを自分でする。			
			・正しい姿勢で食べる。			
			・食前食後の当番活動を喜んでしようとする。			
	排泄	・排泄の後始末ができるようになる。				
		・便器を汚さないで使う。				
		・排泄後の手洗いをきちんとする。				
	睡眠	・午睡や休息を自分から進んでする。				
		・早く目覚めたり、眠れなかったときは、静かに横になって休息する。				

		・午睡の準備や片付けの手伝いをする。					
	着脱	・衣服の着脱を順序よく行う。					
		・脱いだ衣服は丁寧にたたみ、片付ける。					
		・乱れた衣服を直そうとする。					
		・衣服の調節をする。					
		・靴の左右をまちがえずにはく。					
		・帽子の前後を知ってかぶる。					
		清潔・安全	・身の回りを清潔にし、衣服の着脱、食事、排泄など生活に必要な活動を自分でする。				
	・自分の健康に関心を持ち、病気の予防などに必要な活動を進んで行う。						
	・手の表裏や指の間を注意して洗い、きれいに拭く。						
	・うがいの意味を知り、進んでうがいをする。						
	・鼻水が出たら、自分でかむ。						
	・歯の大切さを知り、歯磨きを丁寧にする。						
	・汚れた衣服を進んで着替える。						
	・身体の異常を自分から訴える。						
		・危険な場所や災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気をつけて行動する。					
教育	健康	清潔・安全	・避難訓練では、指示に従って機敏に行動する。				
			・交通ルールを知り守ろうとする。				
			・園内外の大小の遊具などの使い方がわかり、安全に遊びを展開する。				
		運動	・自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。				
	・保育所(園)における生活の仕方を知り、自分たちで生活の場を整えながら、見通しを持って行動する。						
	・友達と一緒に様々な運動をし、積極的に遊ぶ。						
	・はさみで紙を直線にそって切る。						
	・前転が正しくできる。						
	・片足で数歩跳ぶ。						
	・はずむボールをつかむ。						
	・縄跳びを使って両足跳びをする。						
	・スキップやギャロップができる。						
	・水を怖がらずに顔をつけることができる。						
	・タオルやぞうきんをしぼることができる。						

		・固結びができる。				
人間関係		・安心できる保育士等との関係の下で、身近な大人や友達に関心を持ち、模倣して遊んだり親しみを持って自分から関わろうとする。				
		・保育士等や友達などの安定した関係の中で、意欲的に遊ぶ。				
		・自分で思ったことを相手に伝え、相手の思っていることに気付く。				
		・友達と積極的にかかわりながら、喜びや悲しみを共感し合う。				
		・友達と一緒に活動の中で、共通の目的を見だし、協力して物事をやり遂げようとする気持ちを持つ。				
		・良いことや悪いことがあることに気付き、考えながら行動する。				
		・友達と楽しく生活する中で、決まりの大切さに気付き、守ろうとする。				
		・手伝ったり、人に親切にすることや、されることを喜ぶ。				
		・ジャンケンの勝ち負けがわかる。				
		・共同の遊具や用具を大切にし、みんなで使う。				
		・身近な友達との関わりを深めるとともに異年齢の友達など、様々な友達と関わり、思いやりや親しみを持つ。				
		・高齢者をはじめ、地域の人々など自分の生活に関係の深いいろいろな人に親しみを持つ。				
	・外国人など、自分とは異なる文化を持った人に親しみを持つ。					
環境		・安心できる人的及び物的環境の下で、聞く、見る、触れる、嗅ぐ、味わうなどの感覚の働きを豊かにする。				
		・好きな玩具や遊具に興味を持って関わり、様々な遊びを楽しむ。				
		・自然に触れて生活し、その大きさ、美しさ、不思議さなどに気づく。				
		・生活の中で、様々な物に触れ、その性質や仕組みに興味や関心を持つ。				
		・季節により、自然や人間の生活に変化のあることに気付く。				
		・共同のものを大切にし、譲りあって使う。				
		・身近な物を大切にする。				
		・身近な動植物に親しみを持ち、いたわったり、大切にしたり、作物を育てたり、味わうなどして、生命の尊さに気付く。				
		・自然などの身近な事象に興味を持ち、遊びや生活に取り入れようとする。				
		・生活時間に関心を持ち、守ろうとする。				
		・自分のもの、人のもの、共同のものの区別がつく。				
	・近隣の生活に興味や関心を持ち、保育所(園)以外の行事などに喜					

		んで参加する。				
		・日常生活の中で数量や図形などに関心を持つ。				
		・日常生活の中で簡単な標語や文字などに関心を持つ。				
教育	言葉	・保育士等の応答的な関わりや話しかけにより、自ら言葉を使おうとする。				
		・保育士等と、一緒にごっこあそびなどをする中で、言葉のやりとりを楽しむ。				
		・したいこと、してほしいことを言葉で表現したり、わからないことを尋ねたりする。				
		・見たこと、聞いたことを、話したり、疑問に思ったことを尋ねたりする。				
		・日常生活に必要なあいさつをする。				
		・簡単な伝言、質問、応答をする。				
		・絵本や童話などの内容がわかり、イメージを広げて楽しむ。				
		・生活の中で必要な言葉が分かり、使う。				
		・数の概念がわかる。(5まで)				
		・左右がわかる。				
	表現	・生活の中で、様々な音、色、形、手触り、動き、味、香りなどに気付いたり感じたりして楽しむ。				
		・自分のイメージを動きや言葉などで表現したり、演じて遊んだりすることを楽しむ。				
		・様々な出来事の中で、感動した事を伝え合う楽しさを味わう。				
		・感じた事、考えた事を音や動きなどで表現したり、自由に描いたり、作ったりする。				
		・水、砂、土、紙、粘土など様々な素材に触れて楽しむ。				
		・いろいろな用具や器具に関心を持ち、大切に扱う。				
		・保育士等と一緒に歌ったり、遊びをしたり、リズムに合わせて体を動かしたりして、楽しむ。				
		・音楽に親しみ、歌を歌ったり、簡単なリズム楽器を使ったりして楽しむ。				
		・見たり聞いたり想像したことを喜んで描く。				
		・日常生活の中で文字や記号に関心を持ち、伝える楽しさを味わう。				
・身近な生活経験をごっこ遊びに取り入れ、遊ぶ楽しさを味わう。						
・お手本を真似て十字を描ける。						

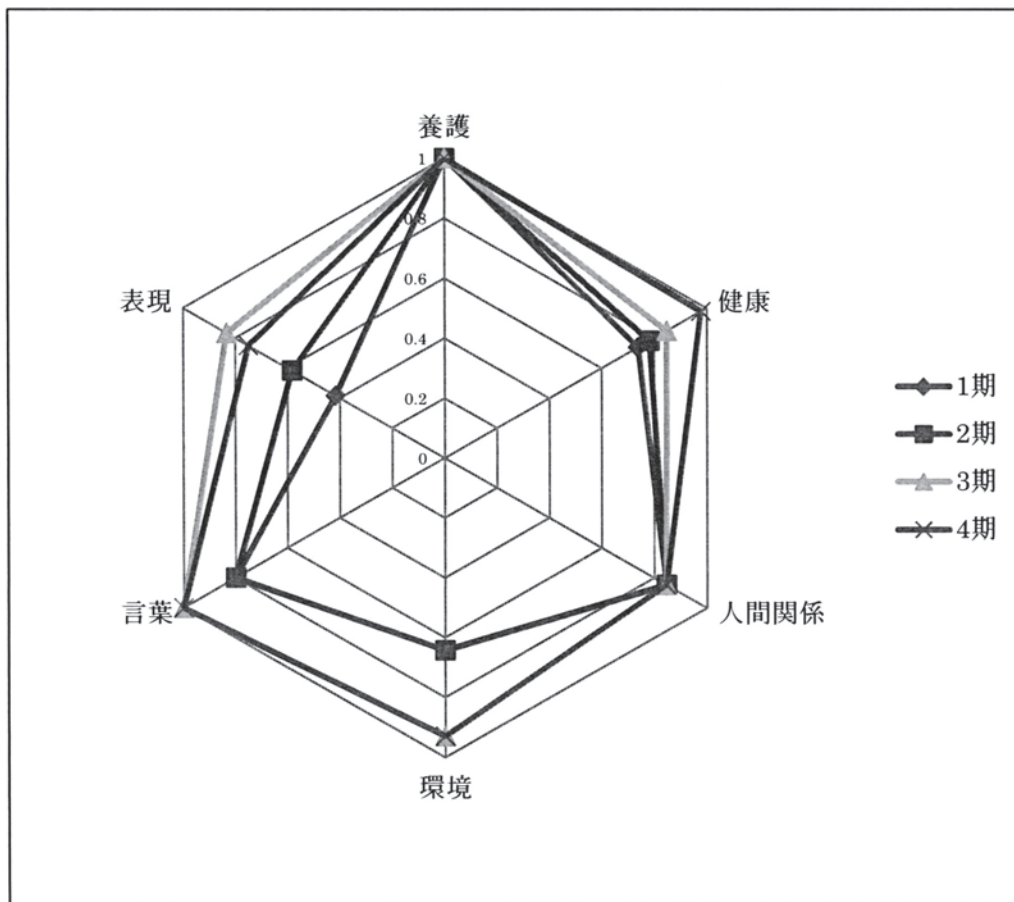
大分県下の公立や認可保育施設では、この表に基づいて園児の個別の発達段階を確認しながら保育目標や保育計画を立てているところですが、配慮が必要な子どもについては、この表を活用することなく、遠城寺式や田中ビネー検査などの検査を臨床心理士に依頼することで課題を明らかにさせ、保護者をはじめとする関係諸機関や園内における配慮を検討しています。

しかし、これらの検査を行うにあたっては保護者の了承を得る必要があることから、気になる段階での実施は保護者や保育者からの聞き取りが必要になるといったアンビバレンツな問題も抱えており、2時間程度の検査のみでは幼児期の発達を的確に捉えることも難しいという課題も生まれています。

そこで、本保育経過記録は全園児に対しての記録を残すことが義務付けられているとともに、担任となる保育士が専門的な視点で1年間を4期に分けて記録を残していることから、本記録の活用をすすめていくことで、保育の専門的見地から児童の成長も含めてより具体的な発達を把握できることや、気になるお子さんに向けても保護者を始め、関係諸機関や園内職員の共通理解もすすみやすくなっていくことが見込まれます。

また、その効果を高めるために図1のようにレーダーチャートを使って可視化してみることにしました。

図1



②園内における事例検証

本データを園内で共有化することに向けて、保育経過を記録する上でのルールについて、職員間で再度意思統一を行う必要に迫られたため、以下のルールを設定し、共通の視点でチェックを行うようにしました。

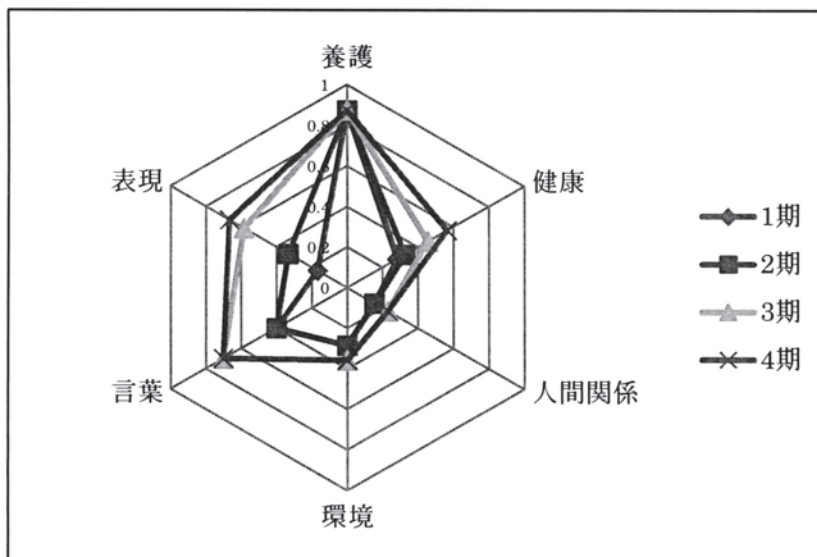
- ◎養護は、家庭の状況をもとに一般的な常識で判断すること
- ◎異文化については、外国人に限らず、障害者でも可とする
- ◎地域や行事に関しては、交流祭や高齢者施設への慰問等、外部への参加に抵抗や課題が無ければ可とする

また、各項目の達成度に向けた判断や方針、意図や具体的な関わり方などについての共通理解をすすめるための解説書が必要であるとの認識にも至りました。

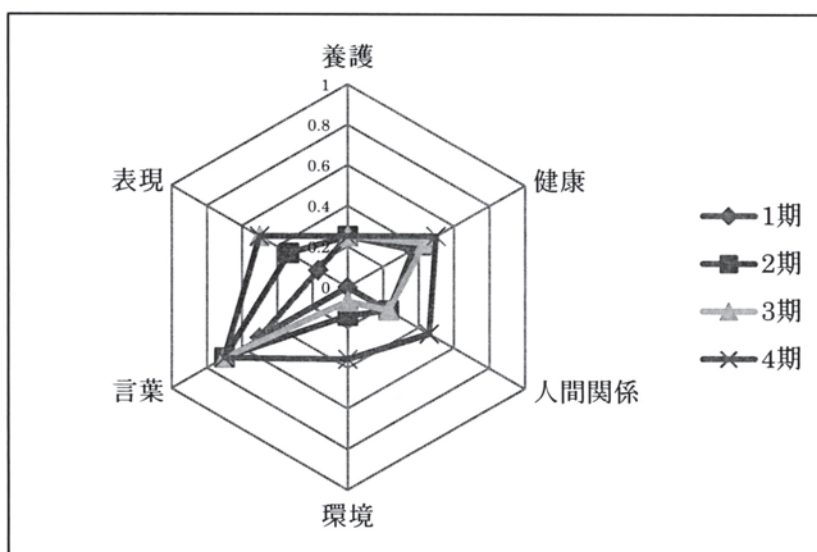
・発達障害児と被虐待児の相似について

5領域内における発達の遅れや偏りの面では目立つ点は相似していますが、養護面での評価に違いがあることから、家庭環境と器質面に向けて異なる配慮が必要であることが考えられます。具体的には、両タイプとも発達に偏りのある部分への配慮が必要ですが、Bタイプの児童は、まず、生活環境の見直しに伴って人間関係や環境適応の発達が促されることが期待できることに比べて、Aタイプは養護面に課題がないことから、器質的な特徴への理解と支援が主に必要とされていることがうかがわれます。その結果、B児は第一に家庭環境の改善や保育園内では養護的な関わりに比重を置くことが重要であり、A児は器質的な特徴を保護者を始め、保育や支援に関わる者が共有していくことが大切になるという認識に至りました。

図A



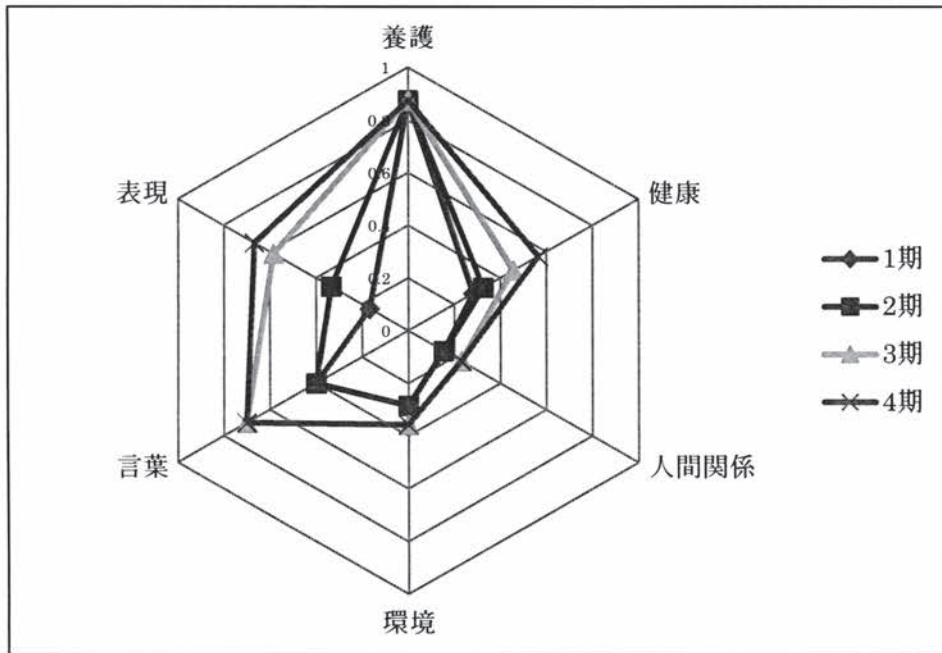
図B



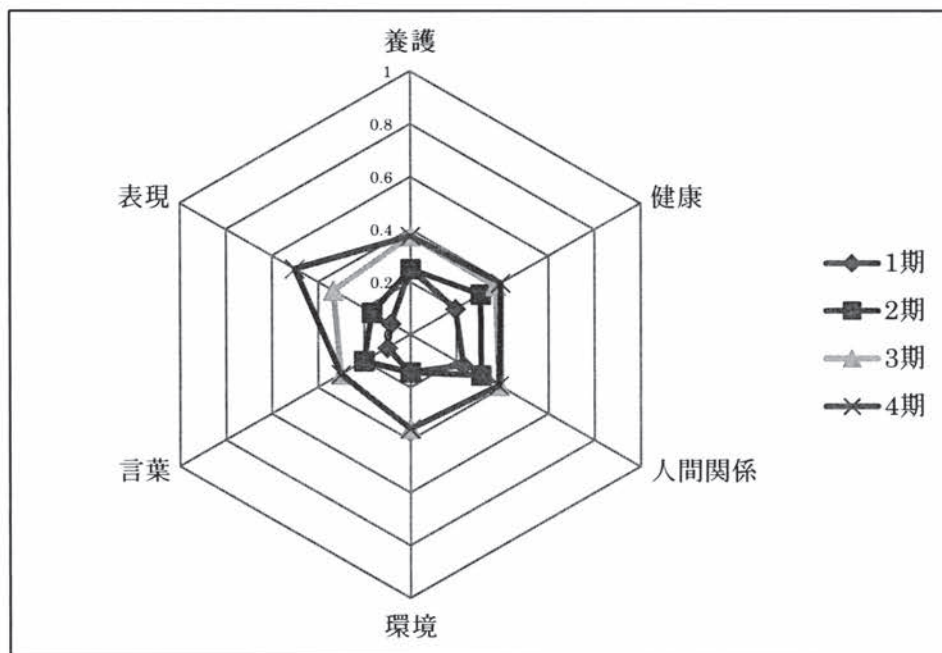
・発達障害児と知的障害児の違いについて

A児の場合にはチャートがアンバランスな形状をしていることから発達の偏りが表れている一方、B児はチャートの歪みが少ないことから均等に遅れがあるというように、チャートの形から双方の発達特徴に差異を確認することができました。また、C児は、養護の部分も低く出ており、要因として保護者にも知的な面での遅れがあることが疑われます。

図A



図C



③類型別による支援ニーズについて

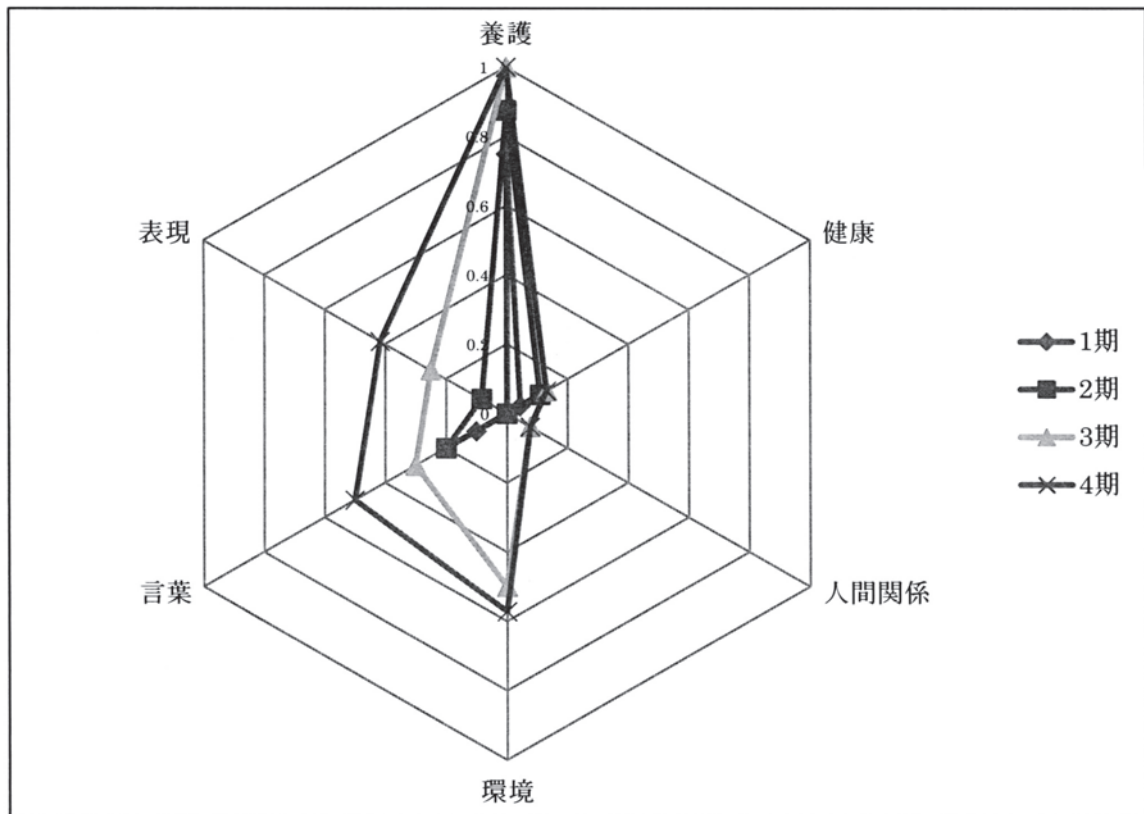
大分県保育コーディネーターフォローアップ研修にて約30園から寄せられた事例を元にレーダーチャートを作成したところ、チャートの形に応じて幾つかの類型に分けられることに気がきました。以下の4事例を通して紹介いたします。

・医療における診断や訓練が求められる児童

図Dのように全体的な遅れが目立ち、言葉や健康面での遅れが目立つ児童は、知的な遅れが疑われます。このような特徴を有する児童は、保護者も発達の遅れに気づきやすいことから、早期に医療機関を受診してOTやSTなどの機能訓練を受けることが望ましいことを判断することができます。

また、幼稚園や就学に向けた集団適応力を伸ばすためには児童発達支援センター等を利用しながら小集団におけるコミュニケーション支援を受けていくことも段階的に検討していく必要があります。

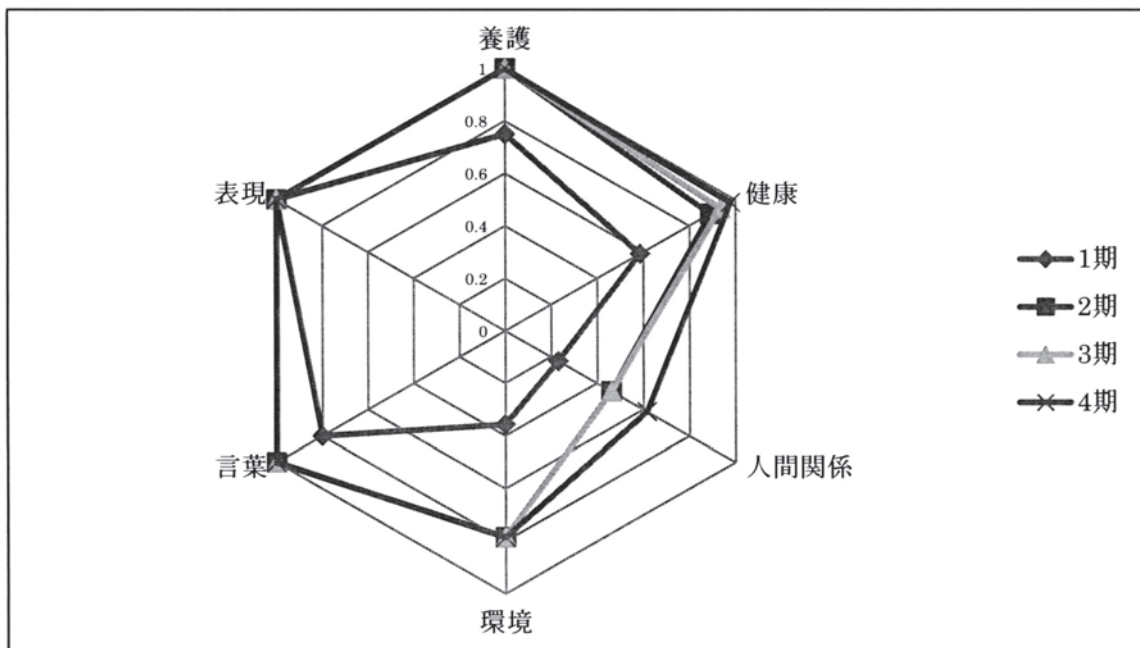
図D



・児童発達支援等の小集団による支援が必要な児童

図Eの児童は言葉や表現、健康面での遅れが目立たないことから知的発達の遅れは疑われないのですが、人間関係や環境への適応に遅れが目立つといった発達の偏りが強く出ていることから、幼稚園や保育園等の集団場面において特別な配慮が必要とされていることが分かります。こうしたタイプの児童には医療機関における動作訓練等よりも、小集団に取り出して代弁を通したコミュニケーション支援を母体となる園生活に段階的に汎化させていく支援が望ましいと判断することができます。

図E

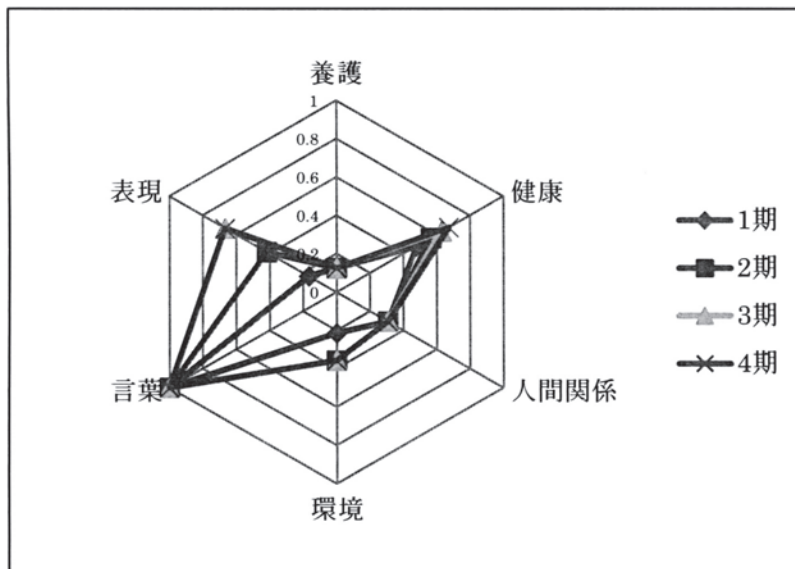


・家庭への支援が優先される児童

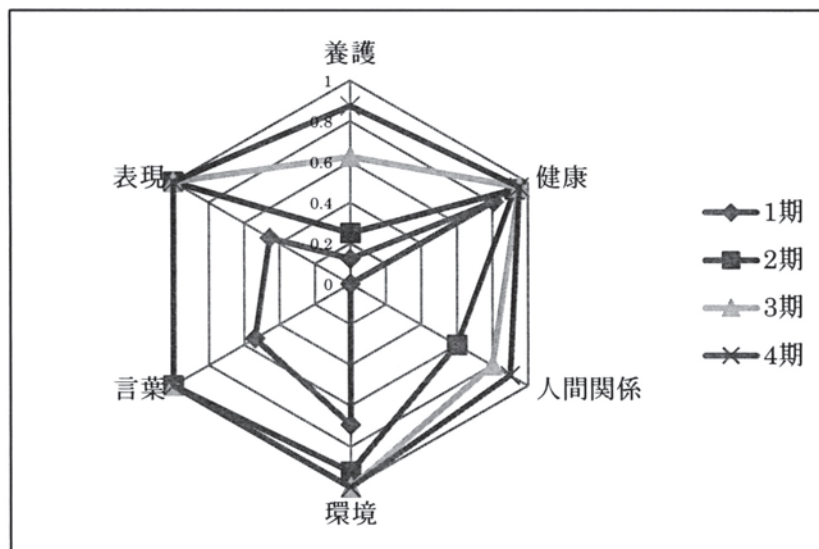
図Fの児童は養護の面の遅れが目立ってみられるため、家庭への支援や母親に向けたカウンセリング支援が求められていることがわかります。そのため、保育コーディネーターを中心に保健師や児童家庭支援員、児童発達支援センターの職員が協働的に親子へのケアを行える体制を整えていくとともに、保育所の退園後も継続的な支援が保障されるように引き継いでいく支援も必要であると判断することができます。

図Gでは、第1期に低かった養護の項目が第2期以降あがっていくと同時に、他の領域の成長もみられています。本事例では保育コーディネーターが軸となって関係諸機関と連携をすすめていった結果、児童の発達保障にもつながったことを確認することができました。

図F



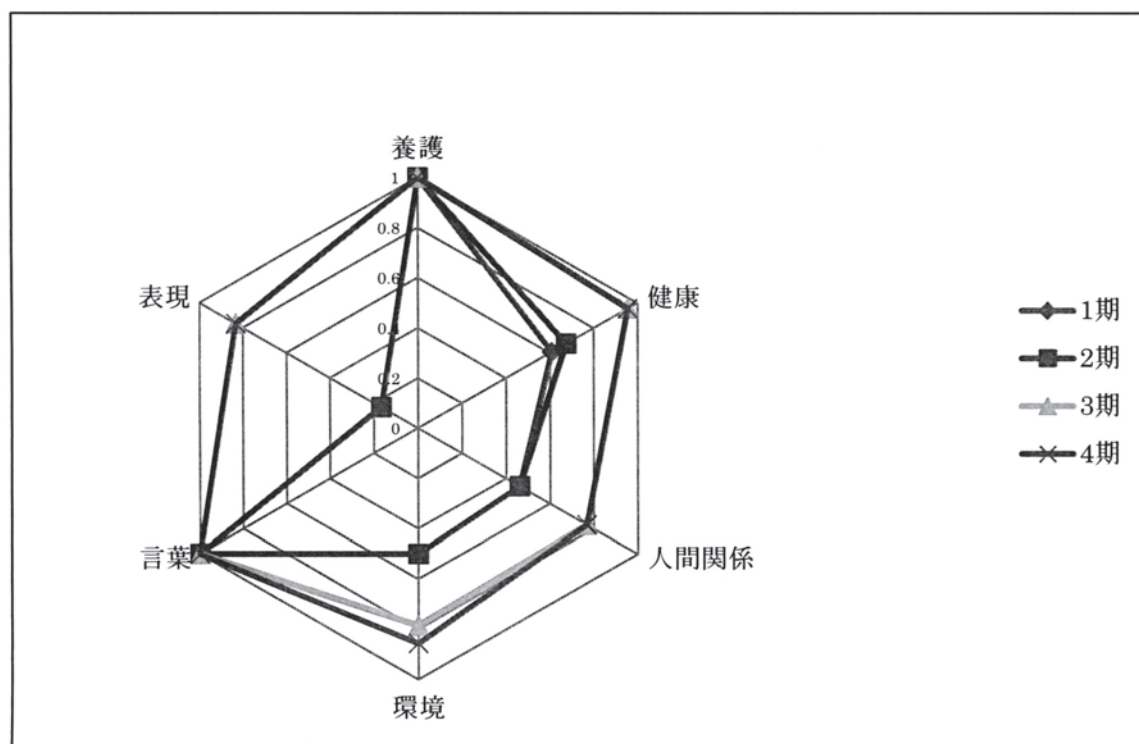
図G



・国内の配慮によって成長が見込まれる児童

学校や幼稚園へのつなぎ等、関係機関との切れ目のない支援に向けて、本チャートを通して発達と環境構成との相互作用を具体的に理解することができるようになります。図Hの児童は第3期の運動会後に表現や協調性などの伸びを確認することができたことから、その時期に行った配慮やエピソード等を引き継ぐというように、引き継ぎ内容のターゲットを絞りやすくなりました。

図H

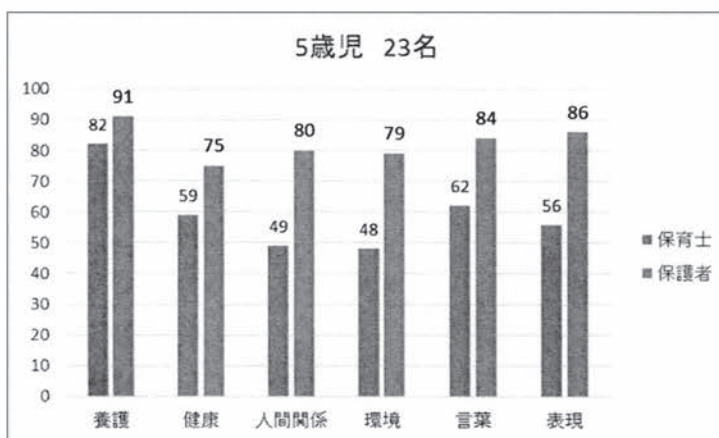
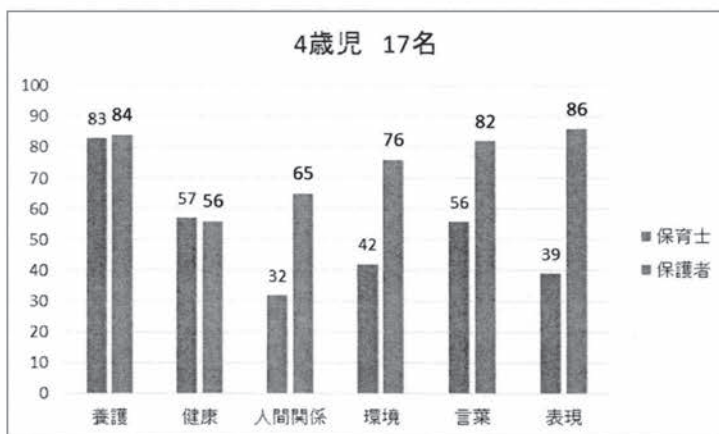
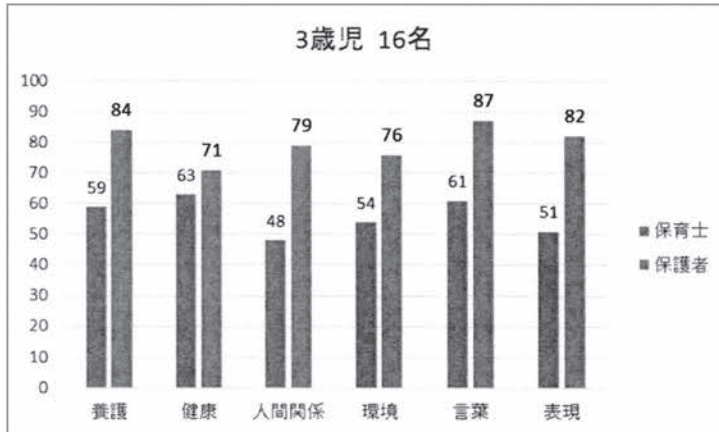


④保護者の変化

保護者が保育者と一緒に発達経過記録を記入してみることで、自分の関わりに多くの気付きを得ることができたようです。

また、何れも保育士よりも保護者の方が○を多くつけるといった結果がみられましたが、保育士はこどもの発達過程に基づいて他児とも比較させるという専門的な見地で記録していることに比べて、保護者側はこどもにかかる期待が高い様子がうかがえます。このズレについては保護者の期待する発達像を共通の目標と捉えることで、保育所と家庭との間で協働的な支援をすすめやすくなっていくものと考えられます。

領域別達成度比較表



※ 参考資料：第44回大分県保育事業大会（平成29年1月）第5分科会より抜粋

	記入してみてもお子さんの成長について気づいた点を教えてください。	今後、お子さんの成長にどんなことを期待しますか	ご家庭で気をつけたいことと園に気をつけてもらいたいことはなんですか
3歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの成長がわかり、もう少し丁寧な関わり方をしていきたい。 ・家庭よりも園で教わっている事の方が多いと実感。 ・2回目の記入で1回目に迷った所ができるようになっていた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どものペースで少しずつ成長していける環境作りと情緒の安定、精神面を強くしてほしい。 ・食事のマナー、偏食、人間関係（友だちを大切にすること）、運動面（外で元気に遊べること）を育ててほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・親が気づいていない子どもの様子を今後も教えてほしい。 ・正しい言葉使いや偏食をなくしていきたい。
4歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・食事面（箸の使い方、野菜を食べる、座って食べるなど）で出来ていないことが多い。家でも根気よく促す必要があると思う。 ・基本的な生活習慣はまだ家では身につけていないものもあるが、友だちとの関わりが深まっているように感じた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・何にでも興味を持ち、自分のやりたい事を見つけ、のびのびと育ててほしい。 ・どうしてそうなるのかを考えて行動できるようになってほしい。また相手の気持ちがわかるようになってほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭では自分で出来そうな事は自分でする。 ・園では飽きずに集中して1つの事に取り組む。自分の物の管理が出来る様にしてほしい。 ・忙しさから向き合う時間が少なく、すぐ手伝ってしまったりするのがよくないと反省し、気をつけたい。
5歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・運動のところで経験させていないことが思ったより多かったので、経験させていきたい。 ・ゆっくりと子どもと向き合える時間がなく、心の安定に結びついていないと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今まではついやってあげる事が多かったが、小学校前の一年間で、自分の身の周りの事は自分でできるように、自分の物は自分で管理出来る様になってほしい。 ・感じたことやイメージした事を自分なりに表現できるようになってほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いろいろな事にチャレンジさせたい。 ・友だちを大切にすること、礼儀、食事のマナーなど、親とは違った視点からいろいろと教えていってほしい。

※ 参考資料：第44回大分県保育事業大会（平成29年1月）第5分科会より抜粋

6. 成果

保育経過記録を可視化させたことにより、保護者を始めとする関係機関の支援者や園内職員との発達段階の伝達や共有を行いやすくなりました。その中でも特に、レーダーチャートを活用することで発達全般が見やすくなり、課題が見られる領域から保育経過記録の中の下位項目に降りることで保育士の専門的な見地で捉えた発達段階も把握しやすくなったため、個別の保育目標や保育計画を作成しやすくなりました。

また、個々の課題点や配慮点の違い、優先順位、早期支援の必要性を判断しやすくなるとともに、レーダーチャートの形による類型を行うことができたことから、今後もデータを増やしていくことで同じ事例への配慮や対応方法についての見通しを持ちやすくなっていくことを予測することができます。

本研究を進めていく中で、記録者側の課題として、各項目の達成度に向けた判断や方針、意図や具体的な関わり方などについての共通理解をすすめるための解説書を作成すること必要があることに気付いたことから、今後、園内研修を通しながら保育所保育指針に基づいた解説書の作成を進めていくことも検討しているところです。

また、本経過記録をもとにしながら、児童発達支援センターと協働支援を行った成果や就学前後の引き継ぎの効果についても考察をすすめていきたいと考えています。

トークンエコノミーシステムの実践と効果について

ライフサポートセンターなごみ園

管理者 秋月正博

対象児童 Bさん（小学校4年生 男の子）

診断名 ADHD

トークンエコノミーシステムとは

応用行動分析における行動療法の一つで、子どもがある望ましい行動をした際に、物品などの「ごほうび（トークン）」を与えるという方法のこと。これにより、子どもがその望ましい行動をより頻繁に行うようになる心理学的効果があるとされている。具体的な例として、子どもがお手伝いをした際などにシールを与え、それが溜まったらおもちゃを渡すなどの事例を挙げることができる。

Bさんとの出会い

Bさんが小学校3年生の時に相談支援事業所からの紹介で、なごみ園を見学。とても気に入って週に1回の通所がスタートする。Bさんは明るく活発で、おもしろいことを言って周りを笑わせるのが得意な児童である。ただし、頭に血が上ると気持ちのコントロールができなくなり、喧嘩になると相手への暴言・暴力、石を投げる、窓ガラスを割るなどの破壊行為が見られていた。また怒られることへ拒否感が強く、一方的に行動を制止されたり、注意されたりすることで気持ちが不安定になる。なごみ園では誰かに怪我をさせるような暴れ方をすることはしない。しかし、遊びの中で自分ルールを強く主張し、それを訂正されると怒ったり、遊びを一時的に止める。興奮すると暴言がとまらなくなるといったことが見られた。

トークンエコノミーシステムを行うことになった経緯




通所して2ヶ月が経ち、発達支援計画書の説明を保護者に行っているところにBさんが来る。（自分の悪口を言われていないか確認しているような感じで何度も用事がないのに足を運ぶ）そこで保護者にタブレットを使用しながら、Bさんの様子を伝えていたのを見てタブレットに興味を示す。タブレットの中にゲームのアプリが入っているのを見てからやってみようというので、そこでゲームをするために「男の修行」という約束を守れたらゲームができるということを提案し、その場でBさんと保護者と話をしながら約束を決める。その時に決まったのが次にある「男の修行」である。約束の内容は①男たるものけんかをしない（Bくん案）②男たるものくそと言わない（Bくん母案）③男たるものからだをきたえる（秋月案）となっている。③の約束はBさんは常に体を動かしているのでボーナス

課題のような形で実質は①と②の約束を守ることができればよいというものになっている。
また課題をクリアする回数に関してもBさんの意見を聞きながら3回に設定する。

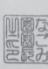
男の修行

氏名 [REDACTED]

一、男たるものけんかをしな
一、男たるもの「くそ」と言わない
一、男たるものからだをきたえる

日付	9/17	9/24	10/1
シール			

シールをあつめた者には「タブレットで10分遊ぶ」
ことを許可する

なごみ園 園長 五十嵐猛 




男の修行第I期（スタート時～9ヶ月）

男の修行を始めてすぐの時期でやる気に満ち溢れている。始める前後では行動や情緒面での安定に大きく差があり、効果が充分に見られる。また2枚分スタンプが溜まった時点で自ら約束が簡単だから違う内容にしようという提案がある。約束の内容が変わっても前回の約束は継続されることを伝え、それでも変えたいということなので次にある「男の修行」へ内容を変更する。①男たるもの友だちにゆずる（Bさん案）②男たるものあそんだおもちゃを片付ける（秋月案）

男の修行

氏名 [REDACTED]

一、男たるもの友だちにゆずる
一、男たるものあそんだおもちゃを片付ける
一、男たるものからだをきたえる

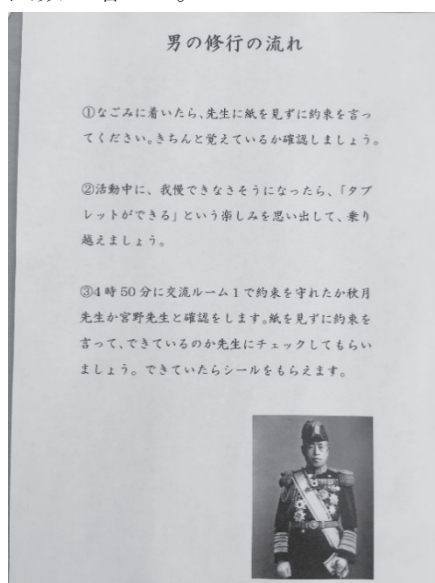
日付	10/5	10/12	10/19
シール			

シールをあつめた者には「タブレットで10分遊ぶ」
ことを許可する

なごみ園 園長 五十嵐猛

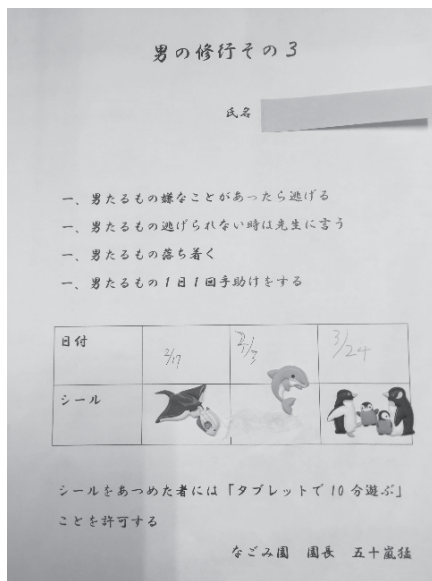
男の修行第Ⅱ期（9ヶ月～1年5ヶ月）

半年以上が経過し、約束を続けて守れない日がある。約束を守れない時は遊びの中で興奮していき、気持ちのコントロールができなくなり、自分本位になっていくことが多い。通所してすぐの状態の時は遊びたくて1番落ち着きがないので、1度落ち着くためと約束の意識付けのために、男の修行の内容を読み上げるようにする。取り組んでから約束を守れる回数が増えた。



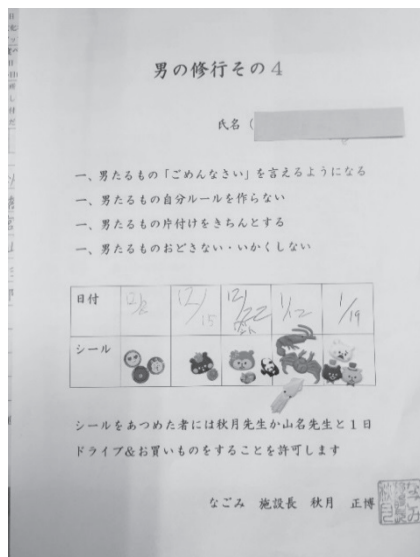
男の修行第Ⅲ期（1年5ヶ月～2年3ヶ月）

男の修行を開始して1年以上が経過し慣れてきたことから、約束の隙間をみつけて自分の要求を通そうとする。例えば、声が苦手な通園児（Cさん）がいて、その子に対して「けんかをしない」という内容の約束があるのでけんかとみなされそうな暴言や暴力はないが、睨んで威嚇をするということがある。自分の解釈で約束を都合が良い方向にもっていこうとするので一度利用時間後に、母とBさんと秋月で面談を行う。その際にCさんが困っていること、約束を守ることの意義はゲームできることはもちろんではあるが、真の男として成長するために行っていることを伝える。また、Bさんの気持ちを聞き、Cさんの声がどうしても耐えられないということであるので、具体的にどうすればいいかを考えて約束の内容の変更を行う。①男たるもの嫌なことがあったら逃げる（秋月案）②男たるもの逃げられない時は先生に言う（秋月案）③男たるもの落ち着く（Bさん案）④男たるもの1日1回手助けをする（Bさん案）



男の修行第IV期（2年3ヶ月～）

男の修行に慣れてきてモチベーションが下がり、約束を守れない日が増える。そこで再度話し合いを行い、Bさんの気持ちを聞くと、学校でストレスが溜まっていて我慢したくないということ、報酬に魅力を感じていないことが分かる。そこで、報酬の内容を、「タブレットで10分遊べる」から「先生と1日ドライブ&買い物ができる」へと変更する。約束を変更したことでモチベーションが上がり、再び男の修行に真剣に取り組むようになった。



トークンエコノミーシステムの成果

1番大きかったのは約束を守れた達成感から自信がついたことだ。男の修行を守れた時に、皆の前で表彰したり、個別でもこまめに褒めたり頼りにしていることを全職員で伝えるように心掛けた。そして、始めはタブレットのゲームがしたいために「男の修行」を行

っていたが、段々とゲームをやりたいためというよりは褒めてもらいたい為に自然と約束を守るようになった。褒められた体験と約束を守れているという自信から、率先して手伝いをしたり、小さい子に譲ることが増えた。また、来園当初はよく遊ぶ男性スタッフの指示しか聞かなかったのが女性スタッフの声掛けにも応じれるようになった。

考察

トークンエコノミーシステムの最大のデメリットは「報酬がないと課題に取り組まない・人の言うことを聞かなくなる危険性」である。しかし、私が考えるトークンエコノミーシステムにおいては、欲しいものやご褒美といったバックアップ強化子を重要視するのは初期段階であって、賞賛や自信の獲得など二次性強化子を得ることで目的意識や自己肯定感を獲得していくことが本当の狙いとしてある。そして、最終的には意識の変化や習慣化、自信がつくことで達成しにくい課題を解決できることを目指しており、そうすることでデメリットとして考えられる報酬がないと課題に取り組まないということは起こり得ないのである。

また、トークンエコノミーシステムを行う際には、レスポンスコストの手続きを取り入れることが一般的・効果的といわれている。レスポンスコストとは、強化子を取り去ることを通して、反応出現率を低下させようとするものである。手続きとしては、問題行動が起きたら特定の強化子を取り去ることを意味する。つまり、約束を守れなかった時に罰として設定していたトークンを没収・反故することである。しかし、私が行ったトークンエコノミーシステムにおいてはレスポンスコストの手続きを取り入れていない。実は今回の「男の修行」を行う7年前にADHDの通園児（Dさん）に「男の5箇条」というものを作成して取り組んだ経歴がある。その時には約束の内容を私が決め、約束の数は5つで、内容は全て行動改善を求める内容であった。約束が守れなかった時には反省会を行い、時にはきつく注意をすることがあった。守れたり守れなかったりを繰り返しながら、最終的にシールを貯め報酬を手に入れたDさんだが、その後はやりたくないということで、「男の5箇条」に取り組まなくなった。その時になぜうまくいかなかったか反省し振り返り、約束を守れたかどうかの結果を突き詰める形に固執するあまり、Dさんの気持ちに寄り添えていなかったことに気付いた。レスポンスコストによる「罰」を設定したり、約束を「守らせる」という意識で支援者主導の取り組みでは、モチベーションが続かない可能性がある。Bさんが約束を守れなかった時にはDさんとの男の5箇条の時に行っていた反省会も行わず、かわりに次回通所時に「今日はシールをもらうために〇〇して一緒にがんばろう」といったポジティブなメッセージを伝えるようにした。このように失敗よりも成功に目を向け、モチベーションを保ち継続することを大事にすること、そして「守らせる為」ではなく「褒めるポイントを増やすため」という視点で活用することが、長い目で見ると課題解決に効果的であると今回の研究を通してわかった。

他にも、年齢や成果によって約束や報酬はその都度変化をしていくことが大事である。

そして、その都度支援者主導にならないようにじっくり話し合いを行い、納得してもらうことが大事である。そのため、必要に応じて話し合いを行うことを念頭に置くべきである。

このように整理していくと、トークンエコノミーシステムを療育の中で取り組む際にも受容的交流を念頭に置いた関わりが基本的な姿勢としてあることが支援者にとっては重要であることがわかる。昨今、発達障がいに関する様々な支援法が確立されており、本屋にも書籍がたくさん並んでいるのを目にする。ただし、その情報を鵜呑みにするのではなく、自分自身で試行錯誤し、人と人の交流を大事にしていきながら、支援方法を確立させていくことが大事である。

引用文献

はじめての応用行動分析 著者：P.A アルバート/A.C トルーマン (P186-187)
実用日本語表現辞典 インターネットより

参考文献

応用行動分析で特別支援教育が変わる 著者：山本淳一/池田聡子
みんなの自立支援を目指すやさしい応用行動分析 著者：高畑 庄蔵
読んで学べる ADHD のペアレントトレーニング 著者：シンシア・ウィットナム

事例検討会を通じた対人援助職のクライアント理解促進に関する検討

大分県発達障害がい者支援センターECOAL

係長 後藤伸二 相談員 斉藤 範子

Ⅰ 問題と目的

1. 事例検討法の意義と種類

対人援助職には、理論と実践力を身に付けるために事例検討が不可欠である。山喜(2010)は事例検討の意義について、相手の求めていることが分かるために、自分達のやっていることが分かるために、困りごとについて「そういうことだったのか」と「腑に落として」いくこと、それをみんなで分かち合っていくことであると述べている。

また、坂入(2016)も、アセスメントの見直しと関わりの検証を通じて専門職としての視点や態度を確認し、不足していた知識や技能を認識し、解決策の知見を得ることを繰り返す事が、理論と実践の統合や組織・人材の育成へと発展するのではないだろうかと述べている。五十嵐(2018)は、利用者の行動障害が改善しないのは支援者の課題、支援者の気持ちや態度、関わり方を検証することで無限の可能性が開けると述べており、支援者自身の自己理解と実践の積み重ね、支援の振り返りを繰り返すことの重要性について報告している。

近年、様々な事例検討法やグループ体験の方法が検討されている。坂入(2016)は、ソーシャルワークにおける事例検討のモデルについて9種の先行研究をまとめたものを紹介している。また心理臨床の領域では、村山・中田(2012)によってPCAGIP法が開発され、基本概念や手順、ルールを体系化してまとめている。堀江・興津(2014)は、家族造形法を用いた事例検討会について検討し、家族イメージの可視化による家族相互作用の客観的理解の向上や相手の視点に立つという体験的プロセスによる感情的及び共感的理解の促進が効果としてあげられると述べた。楠本(2017)は、ラボラトリー方式の体験学習を事例検討に応用し、学習者のニーズに沿う形式で構造化を試みている。報告の観点を明示することにより、報告者が準備段階から事例を考える上での指標となり、主観的体験の整理に役立つことを明らかにした。渡邊(2006)は、心理劇を導入したカンファレンスでのセラピストの変化について、体験的現実性の視点から、子どもの理解を深め、子どもに対する仮説的な理解の幅を広げるとともにセラピスト自身の援助者としてのあり方についても内省を深める可能性があることを報告した。

2. 事例検討会における事例提供者と検討者の問題点

そもそも事例提供者は、自身の実践上の何らかの迷いや悩み、葛藤を抱え、支援を困難にさせている現象を紐解き、打開策を得たいがために事例を提出すると思われるが、村山・中田(2012)は検討会において事例提供者が一方的な批判を受けたり、派閥の論争に巻き込まれたりしてしまい、傷つき体験の場になっていると述べている。

また、事例検討会で検討する側の問題として、齊藤(2002)は「スーパービジョンをできるだけの実践力を有している援助者でも言語化する作業を積んでいるものは少ない」と述べており、室田(2006)は事例検討の問題点として、ケースカンファレンスにおける上下関係の存在、上司や管理者が運営すると職員の発言機会が制限されることや、経験主義が台頭するため、経験の少ない職員の発言が制限されることなどを挙げている。

つまり、参加者の事例検討会への取り組みや姿勢によっては、収集困難な状況や場当たりの進行、質疑と意見が交錯し議論が拡散すること、発言の機会の喪失などが起こりうる可能性が考えられる。

3. 事例検討会における効果検討

事例検討会における効果検討について、坂入(2016)は、事例提供者が提出する事例を素材に、参加者もその実践を追体験することで学びを共有する効果があると述べており、最重要視している効果について「クライアント・システムの理解と深化」と「自己洞察・自己覚知」と述べている。久保・横山(2010)は、事例検討会の雰囲気が事例提供者に与える影響や効果が出る時間的経過の不明瞭さの問題を挙げている。

しかし、ほとんどの先行研究において、参加者の感想などの体験報告にとどまっており、量的分析はなされていない。これらの報告から、事例検討会における効果的なモデル構築とその運用に関するエビデンスの蓄積が課題となっている。

事例検討の代表的なモデルとして、実際に起きたインシデント（小さな出来事）を簡潔に提示し参加者からの質問を通して、事例の背景と課題を明らかにし、対応を考えグループで話し合う「インシデント・プロセス法」がある。筆者の所属するセンターが実施する事例検討会も主にインシデント・プロセス法を取り入れている。

また、昨年度より新たな試みとして心理劇の役割交換法を用いた体験的事例検討会を実施している。しかしどちらの事例検討法においても当センターにおいて効果は実証的に検討されていない。

そこで、本研究では方法の異なる事例検討会において、参加者の特性に基づく自己理解とクライアントへの理解促進の効果を検討することと、対人援助職従事年数によって最適な事例検討法を検討することを目的とする。

II 方法

1. 研修の概要

1)各研修の概要

本調査の対象となった研修会は、①「大分県発達障がい者支援専門員養成研修」（以下、養成研修）と②「大分県発達障がい者支援専門員の会継続研修会」（以下、継続研修）と③「大分県発達障がい者支援センター就労支援者研修会」（以下、就労研修）である。

①は、発達障がい児(者)のライフステージを見通した相談や支援を行う専門家(スーパーバイザー、以下 SV)を養成し、大分県内全域における発達障がいの理解と、各地域における

支援体制を整えるための研修で、受講生は初級・中級・上級と3年間にわたって受講する。受講生は実践現場で発達障がい児(者)の医療、保健、福祉、教育、労働の各分野に携わっている者である。本調査では上級の受講生を対象とした。

②は、養成研修の全課程を修了し、大分県発達障がい者支援センター連絡協議会の審査を通過し、SVとして認定された者が専門職としての資質を維持するために実施する研修会である。本調査では、研修内で実施された事例検討会の参加者を対象とした。

③は、発達障がい者の就労支援を担当している者を対象とし、相互の連携と支援者の理解向上を目的とした研修である。全4回のプログラムで構成されており、本調査では第1回目の事例検討会の受講生を対象とした。

2)各研修における事例検討法の流れ

各研修における事例検討会の流れを、Table1に示した。①養成研修と②継続研修ではインシデント・プロセス法を用いて、事例検討会を実施し、③就労研修では心理劇の役割交換法を用いた体験的事例検討会を実施した。

Table1 各研修における事例検討会の流れ

インシデント・プロセスグループ	心理劇グループ
役割とやり方の確認	ウォーミングアップ
事例提供者紹介	安心して自己表現できる集団の形成
インシデントの提示	・動きのある自己紹介
・事例についての簡単な説明	・マッピング
・参加者に何を検討してほしいのかを伝える	小グループにおけるグループワーク
グループワーク	・クライアントの笑顔の場面⇒劇化
・質問による情報収集	・困難場面の話し合い
・対応の検討	大グループにおける劇化
各グループの発表	・小グループで出された困難場面のうち1つを全体で劇化する
・事例提供者のコメント	シェアリング
・取り組んでみたい支援策を述べる	
助言者の講評	

2. 対象者

養成研修受講生16名と継続研修受講生25名と就労研修受講生24名のうち回答に記入漏れがあった10名を除外した55名を分析の対象とした。

また、養成研修受講生と継続研修受講生を合わせた34名(平均年齢49.76歳、SD=9.60)をインシデント・プロセスグループ、就労研修受講生21名(平均年齢40.67歳、SD=11.07)を心理劇グループとして2群に分けて検討した。(Table2)

Table2 グループ構成

	インシデント プロセスグループ	心理劇グループ
人数	34名	21名
平均年齢(SD)	49.76(9.60)	40.67(11.07)
平均従事年数(SD)	17.43(9.61)	8.64(9.34)
職種		
医療	1	1
行政	2	0
福祉	15	11
教育	8	0
保育	5	0
就労	2	9
その他	1	0

3. 調査手続き

X-1年11月とX年1月に実施した事例検討会の前後に質問紙による一斉調査を行った。なお、本調査は社会福祉法人萌葱の郷倫理委員会で審査され、承認を受けて実施した。

4. 調査内容

1)フェイスシート

年齢、性別、前職・前部署も含む対人援助職従事年数の確認を行った。

2)質問紙

受講生自身の自己理解を測定するために、セルフモニタリング尺度(岩淵, 1996)を事例検討会前に実施した。セルフモニタリング尺度は、社会的状況や他者の行動に基づいて自己の表出行動や自己呈示が社会的に適切かどうかを観察し、自己の行動の統制を測る尺度である。〈演技性〉因子、〈他者志向性〉因子、〈自己主張性〉因子の3因子からなり、25項目5件法「よくあてはまる(5)～まったくあてはまらない(1)」で回答を求めた。

事例検討における事例理解と、自己への気づき、事例への没入感を測定するために、事例検討会後に役割演技体験尺度(岡嶋, 2002)を実施した。役割演技体験尺度は、役割演技後の体験を測定する尺度である。〈自己の再確認〉因子、〈視点の広がり〉因子、〈即興劇への没入感〉因子の3因子24項目5件法「とてもそう思う(5)～全くそうではない(1)」で回答を求めた。

なお、〈視点の広がり〉因子の項目は他者理解のターゲットを設定できるようになっているので、質問紙の〇〇の箇所は「事例(Aさん)」とした。また、インシデント・プロセス法を用いた事例検討会の対象者には〈即興劇への没入感〉因子の項目のうち「劇」「観劇」などの表記の部分を「検討会」に変換して調査した。

III 結果

1. 対人援助職従事年数における発達障がい児・者の支援に関わる人の特性について

事例検討会に参加する受講生の特性を対人援助職従事年数とセルフモニタリング傾向の観点から検討した。対人援助職10年未満群と10年以上群に群わけして平均値を算出し、対応のないt検定を行った結果、自己主張性因子($t(53)=2.11, p<.05$)に有意差が認められた(Table3)。

Table3対人援助職従事年数とセルフモニタリング傾向の結果

	10年未満群 N=23		10年以上群 N=32		t値	
	M	SD	M	SD		
演技性因子	24.13	2.09	24.91	2.34	1.25	n.s.
他者指向性因子	25.04	3.30	26.03	3.49	1.04	n.s.
自己主張性因子	13.70	2.96	15.13	1.97	2.11	*

*p<.05

2. 役割演技体験尺度のグループ間の比較について

各グループの役割演技尺度の各因子において平均値を算出し、グループ間の差を検討した。対応のないt検定を行った結果、各グループの比較において自己の再確認(t(53)=2.84,p<.01)、視点の広がり(t(53)=3.11,p<.01)の因子で有意差が認められた(Table4)。

Table4 各グループの役割演技体験尺度の比較

	インシデント プロセスグループ N=34		心理劇グループ N=21		t値	
	M	SD	M	SD		
没入感因子	19.94	2.4	19.52	2.63	0.59	n.s.
自己の再確認因子	27.18	4.97	30.81	3.67	2.84	**
視点の広がり因子	33.41	4.51	37.14	3.77	3.11	**

**p<.01

3. 各グループにおける役割演技体験尺度と対人援助職従事年数との比較

対人援助職従事年数によって役割演技体験尺度に差があるかどうかを検証するために、各因子において平均値を算出し、グループ間の差を検討した。

対応のないt検定を行った結果、対人援助職従事年数10年以上群の比較において、自己の再確認(t(30)=2.44,p<.05)因子と視点の広がり(t(30)=2.63,p<.05)因子で有意差が認められた(table5)。対人援助職従事年数10年未満群の各グループの比較において、有意差は認められなかった(table6)。

Table5 対人援助職10年以上群のグループごとの検討

	インシデント プロセスグループ N=24		心理劇グループ N=8		t値	
	M	SD	M	SD		
没入感因子	19.83	2.39	19.00	1.8	0.87	n.s.
自己の再確認因子	26.50	4.84	31.13	3.26	2.44	*
視点の広がり因子	32.75	4.10	37.00	2.87	2.63	*

*p<.05

Table6 対人援助職10年未満群のグループごとの検討

	インシデント プロセスグループ N=10		心理劇グループ N=13		t値	
	M	SD	M	SD		
没入感因子	20.20	2.40	19.85	2.98	0.29	n.s.
自己の再確認因子	28.80	4.92	30.62	3.89	0.94	n.s.
視点の広がり因子	35.00	5.04	37.23	4.23	1.10	n.s.

4. 感想文の検討

1) 養成研修（インシデント・プロセスグループ）の感想について

養成研修受講生の感想の内容を検討したところ、全体を通して、検討会の中で話し合われたことをそのまま報告している傾向が見られ、検討内容に対して自身の考察はあまり見られなかった。内容を大きく3つに分類すると以下の3点の特徴が見られた。

- ① 「(事例の)親子それぞれが問題と困りに向き合うことで現状の再構築が出来ると思われる」「(事例が)今後お互いのことを考え一緒に生活することは好ましくないが、距離感がある中で親子が一緒に過ごす時間を作った方がよいのではないか」といった、事例に対して客観的にこうした方が良いのではないかという意見のようなもの。
- ② 「障がい受容過程の家族支援、子どもの成長・発達に応じた家族支援の難しさを実感した」「本人(当事者)だけでなく、周囲の理解や連携が重要であることを再認識した」「将来を見通しての情報や新たな環境との連携について不足している部分に気づいた」「事例の様子は自分に重なる部分を感じる。自分の思考の傾向や性格とも向き合っていかなければならない」といった、自身に対しての課題を見つけるようなもの。
- ③ 「『お母さんが楽になるために〇〇が必要』という具体的かつ分かりやすい表現が効果的であることを学んだ」「本人が幼いころから気持ちを抑えて育ち、自己肯定感が低いのではないかという所まで探っていてすごいなと思った」といった、助言者の発言を聞いて思ったこと。

また、事例提供者にとっては、「母親支援の中での言葉かけが気持ちに寄り添っていて、それで救われたのではないかという言葉をもらい安心しました」といった、自身の支援の方向性の確認やアドバイスを貰える場として検討会に臨んでいた。

2)就労研修（心理劇グループ）の感想について

就労研修受講生の感想の内容を検討したところ、視覚的な効果による視野の広がりや、自身の感じ方についての気づきに言及した内容が多く見られた。内容を分類すると以下の3点の特徴が見られた。

- ①「実際目で見て感じる事が多く、改めて聴覚・視覚の映像による想像力の大切さを知った」「客観視して、多角的に見ることの大切さに気づき、普段の支援にも生かせるようにしていきたい」「皆さんの意見を聞くことで、視野が広がるのを実感できました」
「劇にすることでいろいろな角度から見る事ができ、見方1つで考え方もガラッと変わることに気がきました」「可視化することで気づくことができたのは、Aさんや周りの人の内面だった。困る行為の原因よりもその行為そのものに向かっている思いに目を向けたいという思いを抱いた」「これだけ具体的に問題点やそのときの状況が分かるものはないと思います」といった、視覚的な事例の理解や自身の事例への見方に触れたもの。
- ②「実際演じてみて分かる部分があった」「心理劇で事例を素直に考えていきたいと思いました」「支援者が困っているのは、自分が困っているだけなのでは？と思った」「演じる上でその利用者のことを、再認識でき、こういう感情だったのかと少しだけ理解できたような気がします」「その人の特性やその人のことを深く深く知りたいと思う」といった、事例に対してもっと理解したいという欲求に触れたもの。
- ③「緊張したが、やり始めるとメンバー同士の仲がよくなり楽しく終えた」「初対面のチームの方々と活動であったが緊張もほぐれ、楽しむことができた」「初めて心理劇を学んで最初は恥ずかしかったけれど、徐々に慣れてきた」「恥ずかしかったですが、今度はぜひ前で劇を演じてみたいです」といった、グループで活動することへの不安や楽しさなどの感情について言及したもの。

IV 考察

1. 本研究における受講生の特性について

セルフモニタリングには個人差はあるが、セルフモニタリングの高いタイプは、状況における自己呈示の仕方や、他者が示す手掛かりに敏感で、自己の様子をモニターしながら行う。セルフモニタリングの低いタイプは、状況に関わらず内的に一貫した行動を重視し、他者の行動や状況における適切さへの関心も低いとされている(堀毛, 1999)。

本研究の受講生の特性として、対人援助職従事年数とセルフモニタリングの高低が事例検討会に与える影響について検討したところ、対人援助職従事10年未満の者は、10年以上の者に比べて〈自己主張〉が苦手な傾向があることが明らかとなった。自己主張性は「自分の気持ちや考え方や信じていることをそのまま行動にしてしまうことが多い(逆転項目)」といった質問項目に見られるように状況に応じた自己呈示の仕方が苦手とされている。

石川・小野・柴田(2015)は、教員を対象とした研修会において、グループワークを中心とした研修においては、参加者たちがアサーティブな自己表現ができることによってより自己理解が促進されると述べている。そのためには、相互の考えや気持ちを尊重し合える雰囲気のある集団を形成することが重要であることを挙げている。「発達障がい」の支援の特性上、事例が100人ならば100通りの支援があるため、対人援助職従事年数が短ければ短いほど自身の考えをベテラン職員の前で自信をもって言語化することが苦手であると思われる。

今後は、対人援助職従事年数が短い者でも安心して発言できるような事例検討会を工夫する必要があると考える。

2. インシデント・プロセス法と心理劇の役割交換法における参加者の自己理解とクライアントへの理解促進の効果について

インシデント・プロセス法と心理劇の役割交換法において、役割演技体験尺度の差を検証した結果、インシデント・プロセス法よりも心理劇の役割交換法のほうが、〈自己の再確認〉因子、〈視点の広がり〉因子において有意に平均値が高かった。重橋・岡嶋(2006)は、参加者の体験から離れた多様な役割を役割交換により体験することで、自己の認識が進むことを明らかにした。本研修においても、心理劇に参加した受講生は年齢、性別、障がいの程度など多様な利用者役を演じる劇を展開しており、役割交換を行うことで、自己を再確認することができ、他者への関わり方や自分の支援の特性を認識することが可能であることが示唆された。

石川(2014)は、看護学生を対象とした心理劇的ロールプレイにおいて、患者をターゲットの役割として患者役と看護師役での役割交換を行った結果、他者の立場に立った内面の理解が促進されたことを明らかにしている。本研修での心理劇の役割交換法も、先行研究と同様に、〈視点の広がり〉が得られることが明らかとなった。心理劇に参加した受講生の感想からも、事例と向き合い事例の感情や体験を味わうという経験は、支援者側の一方的な価値観による見立てにとらわれずに検討を繰り返していく必要があるという理解につながったのではないかと考える。

3. 対人援助職従事年数に応じた事例検討会の選択について

対人援助職従事年数の高低に対応した事例検討法のあり方について検証した結果、各グループの対人援助職従事年数10年以上群同士の比較において、インシデント・プロセスグループより心理劇グループの方が、〈自己の再確認〉因子、〈視点の広がり〉因子において有意に平均値が高かった。このことから、対人援助職が10年以上の者にとっては、心理劇を用いた事例検討会に参加すると〈自己の再確認〉と〈視点の広がり〉が生じることが明らかとなった。キャリアの長い者にとっては、事例検討会の重要性を理解し、自身の支援の振り返りのために研修に臨んでいると考えられる。また、受講生が思い描くいつもの事例検討会とは異なった趣向の「初めて心理劇を体験した」という「新鮮さ」の効果が大きいと考えられる。

対人援助職従事年数 10 年未満群においてどちらの検討法においても効果を示さなかった理由について考察すると、受講生自身が実際に関わっているクライアントと事例の内容に関連性や共通点を見出そうとし、それに該当しない事例に対しては思考の柔軟性が促進されにくいのではないかと考えられた。このことから、発達障がい児・者支援に携わる新任・若年支援者には、客観的に言語化する技術を積み重ねることはもちろん重要であるが、多様な役割を体験することができる心理劇の役割交換法を用いた事例検討会の方が、自己認識やクライアントの感情的および共感的理解の促進につながるのではないかと考える。

また、厚生労働省の取りまとめによると、新規高卒就職者の 40%以上、新規大卒就職者の 30%以上が、就職後 3 年以内に離職していることが明らかとなった。産業別の離職率においては、新規高卒就職者では教育学習支援業 56.0%、医療福祉業 46.9%であった。新規大卒就職者においては教育学習支援業 45.4%、医療福祉業 37.6%であった。いずれもすべての産業において平均より高い離職率であることが報告された。離職理由については言及されていなかったが、対人援助の難しさや自己理解・自己表現の苦手さ、職場側の新任・若年支援者へのサポート体制が整っていないことが背景にあるのではないかと推察され、より細やかな研修の機会を作ることが重要である。

4. まとめ

本研究では、事例検討会に心理劇の役割交換法を用いることによって、体験的現実性の観点からクライアントを理解することが可能であることと、対人援助職従事年数が高いほど自身の支援について振り返ることや、クライアントへの理解が深まることが示された。

五十嵐(2018)は、自閉症療育実践から学んだこととして、環境を調整し、生きがいとしての活動を提供し、スーパーバイザーのもとで、事例検討を行い、スタッフがチームとして、共通認識を持ちながら、特定の理論や技法に囚われずに、様々な理論や技法を駆使して、しかも即興的に最良の役割を演じることが重要だと考えていると述べている。日々の臨床の積み重ねの上に、支援者の特性に適した事例検討を何度も行い、適切なスーパーバイズを受けることによってこそ、真の実践力が身につくのではないかと考える。また、「即興的に最良の役割を演じること」は、自己の役割を認識し、クライアントとスタッフなど自分以外の他者の内面の理解と状況判断の上に、チームの一員として支援を行う能力が求められる。そのために、新任・若年支援者を育成するプログラムとして、心理劇の役割交換法による事例検討会を導入していく必要があると考える。

V 今後の課題

今回は、1 回のみを検討会における調査であったため、十分な効果検討が得られなかったと思われる。今後は、長期的な縦断研究を実施し、研修生個々の理解を詳細に検証する必要がある。また、初任・若年者でも事例理解が深まるような、安心して参加できる事例検討会のあり方を検討することや、参加者の発言を柔軟に受け止め、スムーズな進行がで

きるファシリテーターの養成も重要であると思われる。また、インシデント・プロセス法における言語を介した事例の具体的な臨床像と客観的なデータ(家族構成やIQなど)に基づく事例理解も重要である。そこで、インシデント・プロセス法と心理劇の役割交換法の相互の良い部分を取り入れたバランスの良い事例検討法の開発も必要である。

最後に、発達障がい療育の普及啓発、研修を担うセンターの役割として、研修生が個々の課題を意識して事例検討に参加し、彼らに関わるクライアントが少しでも生きやすく、自立した生活に役立つような意義のある事例検討会を実施できるように工夫する必要があると考える。

謝辞

本研究を実施するにあたり、質問紙調査にご協力いただいた受講生、SVの皆様へ感謝申し上げます。また、本論文へのご指導をくださいました別府大学准教授の石川須美子先生、心理劇の監督をお引き受けくださいました大分大学講師の池永恵美先生に心より感謝申し上げます。最後に、本研究にご助力くださいましたためぶき園の五十嵐康郎理事長、イコールの五十嵐猛センター長、いぬかいこども園の佐藤任孝園長をはじめセンター職員の皆様へ感謝いたします。

【引用・参考文献】

五十嵐康郎(2018)実践に学ぶ自閉症支援の原則

石川須美子, 小野貴美子, 柴田雄企(2015)教員研修会における自己理解促進の効果—「自己理解に基づくコミュニケーション」研修会の検討, 別府大学大学院紀要, 17, pp.29-36

石川須美子(2014)看護学生のコミュニケーション教育における心理劇的ロールプレイ導入の効果, 別府大学紀要, Vol.55, pp.85-95

大分県発達障がい者支援センター<http://www.ecoal.info/>

大分県発達障がい者支援専門員の会 <http://oita-sv.com/>

楠本和彦(2017)心理臨床領域の事例検討における構造化の試み—観点を明記した個人記用紙や小グループでのディスカッションの利用・事例報告における観点の共通化を通して—, 南山大学紀要「アカデミア」人文・自然科学編, 第14号, pp.207-220

厚生労働省(2017), 新規学卒就職者の離職状況

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000177553.html>

坂入竜治(2016)事例検討のモデルに関する実証的研究の動向と課題: ソーシャルワーカーの実践力向上のための事例検討に焦点をあてて, 武蔵野大学人間科学研究所年報, 5号, pp.119-133

重橋のぞみ, 岡嶋一郎(2006)対人援助職養成における心理劇の役割交換法に関する研究—

- 保育学生の自己・役割・人間関係に対する気づきを通してー, 福岡女学院大学大学院紀要, 臨床心理学, 3, 39-4
- 並木崇浩, 小野真由子(2016)PCAGIP 法研究の動向と課題, 関西大学心理臨床センター紀要, 7:91-100
- 堀毛一也(1999)自己モニタリング, 心理学辞典, 有斐閣, pp.336-337
- 山喜高秀(2010)心理的支援のための事例検討会の意義と方法, 介護福祉士の専門性を高めるための『心理的支援の実践力養成 プログラム』, pp.86-89
- 渡邊須美子, 古賀聡, 福間里美, 池永恵美(2006)発達障害児グループセラピーのカンファレンスへの心理劇導入についてー役割演技における体験的現実性の視点からの報告ー, 心理劇研究, 第30巻, 第1-2号, pp.49-59

タブレット端末の活用について

こども発達・子育て支援センターなかよしひろば

支援係長 新宮 貴志

特別支援教育の現場において、近年タブレット端末を活用した支援が注目を集めており、実際に様々な成果が実践発表をされています。

当法人でも事業所毎にタブレット端末が配布されており、実際の現場でどのように活用をしていくかということが今後の課題でもあると思います。

当方が務める児童発達支援センターにおいて、タブレット端末を活用した支援を行っており、その効果について以下の3項目に分けて実践報告を行います。

- 1、 保護者対応への活用
- 2、 児童への支援における活用
- 3、 職員の支援力向上における活用

1、 保護者対応への活用について

個別支援計画の更新等において、保護者の方と面談をする際に従来であれば口頭で日頃の様子を伝えることが主でありましたが、タブレット端末に子供の普段の過ごしている姿や職員とのやり取りの様子を録画して、それを見せることで口頭では伝わりにくい姿や雰囲気などを分かりやすく伝えることができるようになりました。特に、通所に対して前向きでない保護者との面談においては、最初にこどもが楽しそうに過ごしている様子を見て頂くことで緊張感がほぐれ、距離感が近くなる様子が見られています。また、距離感が近くなることで、こちらの話を聞いてくれるようになるので、その後に気になる様子の動画を見て頂く事で、課題に対する認識が持ちやすく、また動画を見ながら普段の家庭での様子や困りを語ってくれるようになっています。

書面や口頭だけでなく、実際の姿をありのままに伝えることで、保護者との信頼関係を築けるだけでなく、虐待防止の観点も含めて信頼感を高める良いツールとなっています。

2、 児童への支援における活用

特別支援教育の場面で、タブレット端末の活用といえば、例えば学習アプリをダウンロードして学習の一部に取り入れたり、身体障害者の方がコミュニケーションツールの一つとして用いたり用途に合わせて様々な活用され始めています。当センターでもタブレット

端末の導入に伴い、実際の支援の現場でも活用をさせてもらっています。

主として、支援の現場で使っているアプリは2つ。カメラアプリと写真アプリを使用しています。どのような場面で活用しているかということは、まずは当センターの放課後等デイサービス部門の説明をした後とさせていただきます。

当センターは平成27年に児童発達支援センターとして開所し、同敷地内に子育て支援センターが併設されています。また認定こども園が隣接されており、児童発達支援センター、認定こども園、子育て支援センターが同一敷地内にて一体的に運営することで、豊後大野子育て総合支援センターとして地域の子育て家庭が安心して子育てができる環境作りに力を注いで参りました。そして、28年度には放課後等デイサービスを新たに開所することで、幼児期から学齢期までのライフステージに応じた支援が提供できる体制を整えてきました。私自身が当センターに配属される以前は同法人内にあるなごみ園にて児童発達支援及び放課後等デイサービスの現場で経験を積ませてもらってきているのですが、経験を通して課題に感じることをして「地域へ移行するために求められる支援」ということでした。私が入職して10年の月日が経ちましたが、その中で感じることをして、検査をしても定型発達の範囲内かそれ以上であっても、集団生活がうまくいかなかったり、友達とのトラブルが絶えないといった児童が多くなってきているという事を実感しています。そしてそのような児童は地域の小学校へと就学していくのですが、入学後に友達とのトラブルが頻発してしまうといったことがあります。幼児期から児童発達支援を利用している児童ほど、大人とやりとりをする基礎はしっかりできていますし、対人面でも成長が見られていますが、本人の成長段階として、まだ大人の支援や周囲の配慮なしには友達とのトラブルを回避するということが難しい段階にある学齢児が少なくありません。そのため幼児期までの支援では足りない部分を引き続き支援し、成長を後押しするのが放課後等デイサービスであり、また成長に合わせて次第に放課後に過ごす母集団が、放課後等デイサービスから地域の児童クラブであったり、友達と約束して公園などで遊ぶ時間へと移行をしていけることが理想であると思います。つまり、当たり前のことではありますが、放課後に過ごす母集団が放課後等デイサービスから地域へと移行していく支援が私たちに求められるものであると考えていますが、地域移行に際しては、関係機関と連携・協働が求められてきますし、私たちがどのような方向性を持って子どもたちを支援していくのかということが定まっていなければなりません。何より学校でのトラブルの大部分が対人関係での困りが主訴であることが多いので、私は29年度の放課後等デイサービス部門が目指す支援の方向性として「放課後に友達同士で仲良く遊ぶ力を育てる」という方向性を示し、支援を行って参りました。実際の成果としては、当初は職員と遊ぶことが目的として強かった子供達が、友達同士で遊ぶようになり自由時間からまるで集団活動が始まったように「ごっこ遊び」を楽しむ姿が見られる

ようになってきました。このような仲間意識を形成するためには、職員が意図的に友達同士で遊べるように仕掛けていたり、友達への意識が高まるように過ごす時間の流れを工夫しています。例えば、当センターのスケジュールの流れとしては大まかに、自由時間→集団活動→おやつ→自由遊び→帰りの会といった流れになっています。この流れはなごみ園と大きく変わりませんが、特に力を入れているのが、集団活動です。集団活動においては子どもの自発性や責任感を持って取り組めるよう活動内容は子ども同士が話し合いを行って決めるようにしています。そうすることで、積極的に活動取り組んだり、活動が成立するようトラブルがあっても解決して行こうとしたりする姿勢が見られるようになってきています。また活動を通して得るものは楽しさの共有体験であり、自分たちが企画した遊びを仲間と一緒に楽しむという経験をたくさん積めるようにすると共に、タブレット端末を有効的に活用することで、共有体験をより深めていく事ができています。例えば、活動をしている際に、タブレット端末でその様子を一部始終撮影しており、おやつを食べ終わった後の自由時間にその映像を上映しています。日によってはほとんどの子が、その映像を見にきており、自分の姿や友達の姿を笑い合いながら見えています。映像を通して、みんなで楽しんで取り組めたという事が客観的に振り返って見る事ができていますし、その時間も仲間と楽しかったことを振り返る楽しみの共有体験の時間となっています。しかし映像も楽しいものばかりではなく、トラブルの様子も映しています。自分の失敗している姿を映像で振り返って見ることは誰しも好むところではないですが、楽しい活動の様子を振り返る中での一場面であるため、トラブルが起きている姿を映し出している時であっても、それに対して怒るようなことはありません。むしろ、トラブルの当事者同士がその時の自分の気持ちを、映像を見ながら解説し、伝え合うことで職員が介入することなく当事者同士で解決し、次は同じような場面があったときにはどのようにするかまで、自分たちで決める事ができていました。トラブルが起きたその瞬間には解決に至らなかったことも、時間を置いて、映像を通して客観的に振り返ることで、自分たちで問題解決をするということができた瞬間であったと思います。もしこれが、映像なしに口頭で出来事を振り返ろうとしても難しく、またトラブルが起きたその瞬間であっても口頭でのやりとりでは解決が難しいことがあります。ワーキングメモリーとの関連もありますが、物事の連続性を頭の中で整理することが難しい子どもほど、映像で振り返りながら客観的に時系列を整理していける支援が有効であることが見えた出来事であったと思われます。

また、活動の様子を映像を通して振り返って見ることで、自分が見ていない所で、職員や友達がどのように動いていたか。見えない所でも物事は動いているのだということが映像を通して全体の流れが見えるため、自分中心の世界観が強い児童ほど、他者の動きが客観的に見ることができると考えられます。ただし、注意が必要なの

は、先述した通りできなかつたことを振り返るために映像を見るのではなく、楽しい映像を通して課題にも向き合う機会を作るということが重要でありますし毎回の活動毎に振り返るよりも、楽しく盛り上がった活動後に見る方が効果は大きい様子がみられています。

最近では、子どもが活動の様子を撮影し、その動画を編集してみんなに見せるといった才能を発揮している子もいる。才能支援の面でも、今後の活用がますます期待できる機器であると思われる。

複雑なルールのある遊びを子どもたちに提示する際にも有効なツールであることが分かってきました。例えば、缶蹴りのような遊びをしようとルールを提示する際には、鬼に見つからないように缶を蹴る。鬼に見つかったら、鬼に缶を踏まれる前に缶を蹴る。先に鬼に缶を踏まれたら負けで、見つかった人は缶を蹴ってはいけないといったいくつものルールを伝えなければなりません。その際に、絵カードを使ったり、文字にして伝えたりといった方法がありますが、様々に提示を試した中で一番子どもが注目し、理解が深まったのがタブレット端末を利用したルール提示です。この際に使うアプリケーションもやはりカメラと写真アプリです。実際に職員が缶蹴りをしている様子を事前に撮影します。撮影者は撮影しながらルールの解説を行います。あとは、子どもたちに撮影した映像を見せるだけです。教材を作るよりもはるかに時間が短く簡単に作ることができますし、子どもたちにとっても、視覚的な情報伝達であるため分かりやすいだけでなく、そのような電子機器に慣れ親しんでいる世代でもあるため、より集中して映像に意識が向いている姿がみられています。実際に地域の保育所や学校に、提示の手段としてこのような方法があるということを伝えるとともに、関心をいただいているところであります。

3、 職員の支援力向上における活用

子どもたちが映像を見て客観的に自分の行動を振り返ることの有効性が見られたことに加え、支援者も映像を通して自分の支援を客観的に振り返る事ができるといった有効性がみられています。例えば、立ち位置やフォローに入るタイミングであったり、目の届いていない所での子どもの様子や表情など、支援を振り返る上で非常に有効的であり、また第三者に自分の行った支援を説明する際も、映像を映しながら説明する事で、口頭では伝わりにくい子どもの表情や行動、場の雰囲気などの情報が視覚的に伝わるので、第三者に伝える際の情報の質や量が大きく変わってきます。また経験のある職員が対応している様子を撮影し、その支援の映像を見ながら解説する事で新人職員等にも視覚的にわかりやすく伝わるため、パワーポイントで文章の資料を作って説明するよりも具体的に伝わりやすいといったメリットがあります。そのため研修でも有効的に活用していけるツールであると思います。

まとめ

自分の気持ちを上手に言葉で表現する事が難しいがために、叩く事で相手に伝えようとしていたり、自傷行為につながったりといった場合には、やはり代弁的コミュニケーション支援が非常に有効であることは日々の支援を通じて痛感する所ではありますが、成長に合わせて自分の姿を客観的に振り返ったり、自分のマインドストーリーを整理する力を育てていくことも必要であると感じています。特にトラブルがあった際に、自分の行動を振り返る場面においては、トラブルが起きるまでの出来事の連続性が認識できていなかったり、他者との関わりの中でトラブルが起きている事に、気づきが及んでいなかったりするため、口頭でそれら全ての情報を整理して伝え理解してもらう事が難しいので、客観的に物事を理解するツールとしてタブレット端末は非常に有効であると思われます。また第三者に様子を伝えるツールとしてだけでなく、職員の支援の資質向上、虐待防止といった観点からも、有効なツールであることも分かってきました。

これまでのタブレット端末を活用した支援では、実際にはビデオカメラを使って撮影してもできるのではないかという意見もあると思いますが、例えば支援の現場においては、撮影しパソコンに移すといった作業を行うには時間が掛かり過ぎますし、そのようなことをしている間に機を逸してしまうこともあります。やはり、手間が少なく、誰でもすぐに使えるツールとしてタブレット端末は今の所唯一無二の存在であると思いますし、機能を使いこなせば子どもたちにとっても将来的には苦手な部分をサポートしてくれる強力なツールになると確信しています。今後も、発達支援及び発達障がい者支援における有効なツールとなる使い方の研究、実践に取り組み報告を行って参ります。

フィンランドの障害福祉に学ぶ、日本の相談支援について

相談支援事業所 プラス 係長 田島良平

1、はじめに

平成 28 年度に地域課題対応人材育成事業「地域コアリーダープログラム」障害者分野の日本青年派遣団としてフィンランドに行ったことが、フィンランドの障害福祉との出会いだった。

私は日頃、発達障害や自閉症という障害を抱え、地域で生活を送る上で障壁を抱えている方の相談支援を行っている。障害者が、人として共に生きるという基本的なことが実現されているのか、人を支援するということはどういう意味なのかを改めて考えるためには、様々な角度からの視点を持つことが重要で、そのためには多くの現場を知る必要があると感じたことから本プログラムに応募した。

2、フィンランドの基礎理解

今回、訪問したフィンランドについては、高福祉である北欧型福祉国家で、サービスは充実しており、障害者や高齢者が地域で充実した生活が送れているのだろうというイメージを持っていた。フィンランドに関する書籍やレポートを読んでいく中で、児童福祉に関するネウボラ(保健師制度のこと)などの情報は出てくるが、障害福祉に関する情報はスウェーデンやデンマークが中心で、フィンランドに関する情報は多くなかった。

フィンランドは、人口約 520 万人。首都ヘルシンキの人口は約 60 万人だが、人口 20 万人以上の都市は少なく、2~3 万人の都市が大半である。また国土は、日本よりやや小さい 338 キロ平方メートル。国土の下半分に人口の 80%が集中しており、4 分の 1 は北極圏にある。スウェーデンやロシアとの戦争を経験し、統治下に置かれた歴史があり 1917 年に独立し、来年 2017 年で独立 100 年を迎える。言語もロシア語に近いニュアンスである。また資源が乏しく電力は原子力発電で供給している。林産業や電子機器産業で経済発展を遂げ、それを基盤に安定した福祉国家として発展してきた。

フィンランドは 2016 年 5 月 11 日に国連障害者権利条約(以下、権利条約)に批准している。日本より 2 年遅れての批准の理由には、重度障害者の意思決定支援について国内法整備の段階でまともな遅れたという背景がある。また障害福祉サービス利用時には、日本のような障害手帳制度はなく、行政職員のソーシャルワーカーが、医師の診断書と、本人ニーズを基にサービスの支給量を決めていく。重度障害者の判定基準は、おおまかだが自立した移動ができない場合は重度とみなされることが多く、日本の判定基準とは差がある。また人口は日本の約 20 分の 1 に対して、国土は日本とほぼ同じであり、日本で社会問題となっている認知症高齢者の運転に関することや、強度行動障害者支援に関すること、医療ケアを必要とする障害者の在宅ケアに関してなど、日本ほど特別視されておらず、個別の支援と意思決定の重要性を前面に出していた。

3、フィンランドの福祉

3-1 障害福祉サービス

まず、フィンランドの障害福祉法は大きく二つに分けられる。一つは障害者サービス法。もう一つは、その補助的な法としての知的障害者法である。これは2019年に統合されソテ法(SOTE)として改正される予定になっている。法の捉え方でいえば、日本でいう障害者総合支援法にニュアンスは近い。統合の理由として、高齢化や経済成長の低迷が挙げられる。サービスの申請窓口や内容が細分化したこれまでの支援法をまとめ、サービス費や人件費などの削減を目指す。現地で聞いた内容にサービス利用者の10%が、サービス財源の80%を使っており、サービス利用の不平等さが大きな課題となっていることも挙げられていた。現在の高福祉を維持するには、現行のままでは財源が枯渇してしまう。そのため、ソテ法によってこれまで年2.4%ずつ上昇してきた負担を0.9%まで抑え、細分化されたサービス供給をまとめ、公的資金とサービス提供の安定化を図ることで、現状の維持しようとしている。

3-2 サービス計画書

次に、障害福祉サービス利用時のプロセスで中心的な役割を担う者は、行政職員のソーシャルワーカー(以下、SW)である。障害福祉サービスの利用を希望する際は、市役所に行き、口頭または書類にて申請をすることで受付・審査が開始となる。またレンパラ市においてはインターネットを活用したオンライン申請も始めると話があった。そこで、受付を受理した市はSWを通して障害者と面談をする。サービスの内容によっては電話での聞き取りにてサービス支給をすることもあるが、90%は自宅での面談を通してアセスメントを実施して本人のニーズを把握していく。支援を実施するための根拠となる「サービス計画書」を立案する際には、本人や家族、支援スタッフやリハビリスタッフなど、少なくとも5~15人程度から聞き取り面談を実施する。SWが中心となって作成するサービス計画書は、支給されるサービス内容や利用できる時間などが記入されており、サービスを利用する上で非常に大きな役割を持っている。重要な役割を持つサービス計画書だが、SWは立案をするために、申請から7日以内にアセスメントを開始することを求められており、3か月以内にサービスの利用開始ができるよう取り組まなければならない。そのためSWの業務負担は非常に大きい。予備情報として、フィンランドにおけるSWは修士資格を有する者のことを言う。フィンランドでは義務教育が初等教育6年、中等教育3年である。高等教育に進学することは一般的だが、大学に関しては大学自体が全国で20校程度と少なく大学まで進学することは一般的ではない。フィンランドでは弁護士や医師も、修士資格での認定になる。

3-3 パーソナル・アシスタント (PA)

パーソナル・アシスタント(以下、PA)とは在宅サービスの一つで、日本でいえばヘルパー制度に類似している。

PAは3つのタイプがある。タイプ1:雇用型~利用者が雇用主となり、介助者を直接雇用する。タイプ2:バウチャー型~自治体が支給するチケットを利用して、指定を受けた派遣会社からサービスを受ける。タイプ3:自治体提供型~自治体が介助者を直接派遣する。

今回、視察をする中で多く見られたのはタイプ1の雇用型であった。今回コーディネーターとして同行してくださった全国障害評議会議会長の、メリヤ・ヘッコネン氏(Ms. Merja Heikkinen)も視

覚障害者で、移動する際には PA を利用していた。PA になるための資格要件はなく、基本的には家族以外の者であれば雇用することができる。ヘイッコネン氏に PA として雇用されていた方は、普段は保育士として勤務しており週末を利用して PA の仕事を担っているとのことであった。また、支給時間は各々のサービス計画書によって変わるが、最大で一か月に 160 時間程度であれば支給可能で、一般的には一か月 30～50 時間が支給される。サービス内容は移動から自宅内支援まで様々で、柔軟なサービスである反面、自分で意思決定できる能力を有していなければならない。少数派である重度知的障害者は、このサービス利用の対象になりにくい、サービス付き住居など他のサービスで保障していると話があった。社会保健省 (Ministry of Social Affairs and Health) のヤーナ・フフタ氏 (Ms. Jaana Huhta) が説明の際に、「将来的には平等にサービス利用ができることを目指すべきだが、無理なこともある」と私たちに伝えたことは印象的だった。確かに重度障害者は明確な意思表示をすることが難しい。その場合、どうやって意思を組み取るのか伺った。重度障害者の意思決定支援は、通常は 3～5 年関わってきた PA を含む支援者が、本人の代わりに決定する。また人生において、大きな決断をする際は、裁判所にて判断してもらおうシステムになっていた。

3-4 サービス付き住居

フィンランドは、2020 年までに脱施設化を目標に掲げている。施設からの移行先は自宅というパターンもあるが数としては多くない。フィンランドでは 18 歳を越えると自立した生活をする流れが一般的で、障害者もグループホームやサービス付き住居で生活するようになる。サービス付き住居とは、アパートにデイケアセンター (日本でいう生活介護のようなサービス) を併設しており日中と夜間の生活の場が一体になったところである。もちろん日中は、障害者が自由に選択した活動場所、例えば地域のデイケアセンターやアクティビティセンターに行き活動することができる。

費用の一例として、レンパラ市のペサプー (Pesapuu) では、一人部屋 318 ユーロ (約 36,800 円)。二人部屋 453 ユーロ (約 52,500 円) となっている。ペサプーは、自治体の提供している住居なので一般的な費用よりも安いと話があった。フィンランドの障害者年金は、一か月約 584 ユーロ (約 67,700 円) で、一般的なサービス付き住居に入居すると年金は使い切ってしまうという意見も聞かれた。

3-5 人権モデル (Rights-based model) という考え方

今回の視察を通して一番の関心は「社会モデル」から「人権モデル」へと次の段階に移行していることだった。モデルは複数あり、まず障害を理解するための道具であり、行動するためのガイドラインとなる。最も長い歴史を持つモデルの一つに医学モデルがある。これは、医者等の専門家による診断、治療が行われ「普通」と「病気」という 2 軸から診断される考え方である。個人を治療することに集中し、社会が障害を作ることや、障害に対する社会の反応についての認識がほとんどないことが問題とされてきた。1975 年には国連で障害者の権利宣言が出され、1980 年代から提唱されてきたのが社会モデルである。障害は障害者個人にあるのではなく、障害者が社会に適応できない環境と、障害がない人たちの否定的な態度の中に障害があるという考え方である。このモデルは「権利」をキーワードに障害者の個人的対応の問題ではなく、社会的変化こそが求められると主張した。そして、社会モデルの国際社会での到達点は権利条約の採択と、その理念の普及である。

フィンランドにおいてのみならず国際的にも、障害問題を人権問題として捉えており、社会モデルが主張してきた社会的障壁の除去という観点は、障害者の人権保障という面から必要性を明らかにしてきた。それをフィンランドでは「社会モデルから人権モデルへ」として表現している。私は、人権モデルの考え方を障害者は人として生きる力を示し、作られた社会を生きるのではなく、その経験や視点から社会を作っていく側にならなければならないと捉えている。

3-6 障害者自身が社会をつくる

今回の訪問先の一つにトレッシュホールド協会(The Finnish Threshold Association)がある。ここではカッレ・キョンキョラ氏(Mr. Kalle Konkola)から話があった。自身も重度の身体障害者である。国会議員なども経験された方でフィンランドの障害福祉に影響を与えてきた一人である。キョンキョラ氏は、1970年頃は障害者の人権は、大切にされておらず、様々な取組を経て、一定の水準まで上がってきた。福祉サービスではPAが利用できるようになったことで、在宅支援の環境は大きく変わり、身体障害者で施設に入所している人はほぼいないとのことであった。また知的障害者についても2020年までに脱施設化を進めており、グループホームかサポート付き住居への移行が予定されている。キョンキョラ氏の理想とする障害福祉の実現にはまだ届いていないが、障害者自身が政治に対して、障害者の人権を正しく理解するための取組を行い、訴え、権利を主張し続けたことが、高福祉と呼ばれる北欧フィンランドを形作ったのであろうと推測される。キョンキョラ氏は障害者の意思決定支援に関する法律を作りたいと活動した経験があるそうだ。結果的に、障害者の意思決定を法で求めることが人としての生きる上で矛盾であり、またどこを障害者が決めて、どこを障害者が決めず支援を受けるのかの線引きが難しく実現には至らなかった。障害者が、健常者から管理されたり、支援されるという障害福祉にはフィンランドが求める人権モデルからは違うものがあつたのだらうと思う。フィンランドは障害福祉政策を進める上で「FOR ALL」というスローガンを使い、障害者の理解を進めている。キョンキョラ氏は、支援者の思いと障害者の思いは、まだ差があり課題があると訴えていた。差とは、生きる上で基本的な視点のことであり、学歴、就労、結婚や性、そして政治を作っていく側に参加することである。これまでは障害者は差別や偏見を受けてきた。今フィンランドは権利条約に批准したことで、人と人として、どう共生していくのかを模索しているように感じた視察期間だった。

4、プログラムを通しての学びと今後の取組

4-1 障害者権利条約とは

このレポートを作成するに当たって、こんな言葉を見つけた。「障害者運動を担う一人として、私は21世紀こそが障害者世紀であると自信を持って言うことができる。国連の人権文書、特に障害者権利条約では我々の日常生活を改善する重要な道具になると思っている。今こそ、人権の時代であると言える。では、重要な問いかけをしたい。我々、障害者は人間として扱われているだろうか。私たちは権利を持っている。でも、その権利は日々侵害されている。障害者の権利が尊重されないという事実は、世界のどの国においても同じだ。」2002年障害者インターナショナル札幌大会において障害者インターナショナル世界会議の前議長ジョシュア・マリンガ氏の言葉である。2001

年に障害者権利条約を作ろうと各国が、「障害者の人としての権利と自由の享受 (Human Rights and Fundamental Freedoms)」の 実現を目指し始めた。その際に、障害者の中で使われた「私たちのことを、私たち抜きで決めないで (Nothing About Us, Without Us)」というスローガンがある。意思決定に「支援と配慮」が必要であり、権利条約を通して、人としての権利の実現を目指していかなければいけないという強い想いの表れである。

それから 15 年が経過し、フィンランドでは、障害者の権利を、障害者の手で獲得できるように動き出している。前段で述べたように障害福祉サービスの一つに PA ができ、障害者が主体的にサービスを活用できるようになった。それは人として生活する上での必要な権利の行使であり、私は同時に、対等な立場で障害者が生きていくことも求められていると思った。今回の通訳者であり、トレンシュホールド協会のスタッフでもある勝井久代氏は、支援者に対して障害者の権利やサービス利用時の重要事項を伝えるだけではなく、障害者に対して人としての権利や、分け隔てなく生活していく自由を知ってもらうための取組を積極的に展開していると話があった。これまでマイノリティである障害者は、住む場所、移動手段、言語通訳、また優生思想によって命までも、健常者の作ってきた世界から疎外され、人としての権利が蔑ろにされてきた過去がある。今回の視察を通して、改めて障害者権利条約を理解するための努力をし、障害者と健常者が同じ人として、生きていくための取組み方を考えなければいけない。

4-2 相談支援専門員として

派遣事業を終え、私が相談支援専門員として活動する中で考え続けた「人を支援する」ということ、つまり障害者に対して、どう向き合い、どう関わり、共に生きるとはどういうことなのか、ということへのヒントや考え方を多く得ることができた。

フィンランドで強く感じたことは、もっと人として共に生きたいという食欲さや、社会の一員にならなければという探究心のようなものだった。そのために、政治への参加や、提言活動を積極的に行っており、障害者が意識的に社会参加をしていたことだ。また今後へのヒントとして信頼できる身近な友人がサービスを行えることだ。家族が障害者の介護をするのではなく、また支援者が義務的にサービス提供するのでもない。障害者が信頼できる身近な友人を支援者として雇用して、サービスを受けることができる。正しく、これは人と人との関わりではないかと思った。

私は、日々支援をしていく中で、障害者は「障害者」という枠組みから抜け出そうとせず、サービスを受けることで平穏な日々を送れることに重点を置いているように思う。日本の場合は、お世話型福祉が充実しており、権利を取得するために強く訴えを起さなくても、自然とサービスを利用することができ、一定水準の社会生活を送ることができる。制度として障害福祉が整っていることで、障害ありきの生活に慣れてしまっている。私は、障害者が制度に従順になり過ぎず、一人の人間として生きることを忘れてはいけないことを学んだ。そのためには、障害者が主体的に意思決定することが必要である。ただ、現行の障害福祉制度では、障害者は障害手帳を取得しなければ利用できないサービスが多く、「障害者」と「健常者」というカテゴリーに分けられスティグマを負ってしまう。「支援をされる障害者」として生活するのではなく、対等な立場で生活するために「支援を依頼する障害者」となるために障害者自身が権利を学び、獲得しなければいけない。

一方で私たち支援者は、障害がある人を「障害者」として生み出すのではなく、障害を抱えた「人」を支援していることを忘れてはいけない。そのためにも、人権、障害について正しく知る、そしてその理解を広く共有するために人材を育成しなければいけないと考える。大半の支援者は、日々の業務を流れ作業のようにこなしているように思う。人が「人を支援する」ことを、本当の意味で正しく理解することは容易ではないと本プログラムを通じて学ぶことができた。今までの障害者に対する歴史的差別が幻のように消えることはない。人としての権利を主張することの意味の大きさをこれからも学んでいきたい。

5 最後に

今回、このような機会を提供して下さった内閣府の方々、事前、事後また自主研修を含めて多くのサポートをして下さった一般財団法人青少年国際交流推進センターの方々、そして派遣を承諾して下さった職場と協力してくれた同僚に感謝いたします。本プログラムは、私の新しい福祉観を作る機会になったことは間違いなく、今回の経験を地域の一助になるべく活動してまいります。

《引用文献・参考文献》

- 1) 障害学への招待: 石川准・長瀬修(1999): 明石書店
- 2) 私たち抜きに私たちのことを決めないで: JD ブックレット: やどかり出版
- 3) DINF 障害保健福祉研究情報システム 第6回 DPI 世界会議札幌大会: 西村正樹氏
http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/prdl/jsrd/norma/n269/n269_06-01.html
- 4) DINF 障害保健福祉研究情報システム
障害者の権利条約-その意義、条約策定過程、今後の課題: 伊東亜紀子氏
http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/rights/rightafter/ri_itoh.html

子どもの育ちを支える保育に関する一考察 —年長児の和太鼓活動を中心に—

いぬかいこども園 主任 佐藤健章

〈はじめに〉

社会福祉法人萌葱の郷いぬかいこども園(以下本園)には、遊びで使用する遊具や用具が数多くあり、日々の保育の中で十分に活用がなされている。その中にはもちろん楽器も含まれており、音楽遊びや日常の活動での使用のみならず、発表会などにおいて使用されることもある。それら楽器の一つに和太鼓がある。和太鼓の音は日本人の心に刻まれたビートであり、楽器単体の音だけではなく、祭りや神楽のお囃子などにも、聞くだけで心が躍らされる。本園においても宮太鼓や締太鼓をはじめとする様々な太鼓を使い、和太鼓の活動が展開されている。

〈仮説〉

和太鼓を使った保育に取り組む園は多く、様々なイベントなどで見る機会も多い。しかし外部から見れば、日々の保育の様子とは直結しない部分が多く、日々の保育の様子は伝わらないため、ある種園の宣伝・アピールとして捉えられかねない。

しかし、真の目的はそのようなアピールではない。就学を控えた年長児の育ちを支える保育を目指す中で、和太鼓の活動を行うことには重要な意義があるのではないだろうか。本園における子ども達の活動の様子や姿も踏まえながら、和太鼓を通じた教育・保育の必要性について、もう一度その意味を問い直してみたいと考える。

〈研究方法〉

本園は幼保連携型認定こども園である。幼稚園には「幼稚園教育要領」(*1) 保育所(園)には「保育所保育指針」(*2)があるように、幼保連携型認定こども園においては、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」(*3) (以下「教育・保育要領」)が存在する。そこには、子どもの育ちに欠かすことのできない内容が記されており、内閣府・文部科学省・厚生労働省三省合同で告示されているものであることから、法的にも遵守すべき内容となっている。その「教育・保育要領」において、和太鼓を使った保育の有効性をどのように捉えることができるのか、保育内容を踏まえながら検証する。

〈研究内容〉

「教育・保育要領」は現在平成30年4月1日の改正に向け、三省合同にてその内容が告示されている。「改訂版幼保連携型認定こども園教育・保育要領」(*4) (以下改訂版)は従来の内容を踏まえつつ、幼保連携型認定こども園における教育と保育が、より一体的に行われるよう全体を通して明確に記載されている。その教育保育において育みたい資質・能力として、「知識・技能の基礎」「思考力・判断力・表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」をあげた。そして、その育みを基礎とする、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿として、「健康な心と体」「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」「思考力の芽生え」「自然との関わり・生命尊重」「数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚」「言葉による伝え合い」「豊かな感性と表現」の10項目が掲げられている。これら10項目が、今回の改訂における大きな目的であり重要な意味をなしていることは、改訂に伴う研修会等において詳細に説明がなされていることからみても明らかである。

その重要視されている「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」一つ一つに対して、和太鼓を使った活動が就学を迎える年長児を中心にどのように展開されているのか、またどのような意義があるのかについて論じてみたいと考える。

1 健康な心と体 「みんなで元気よく叩こう!!」

朝食を済ませて登園し、一日を園内で楽しく過ごす園児達は、様々な活動に意欲的に取り組めて

いる。和太鼓活動においても同様で、体の中心を考えながら股割をしたり、上げる腕をまっすぐに伸ばしたりと、十分に体を動かす事は重要であると考える。

体のみならず、信頼関係を基盤とした心の育ちにおいても重要であり、安定した情緒の中で意欲的に活動に取り組めることも、子どもの活動を支える原点だと思われる。演奏を終え、気持ちよく汗を流した子ども達から「おなかすいた」などの言葉が発せられるのも、心身共に健やかに育ち、元気いっぱいに和太鼓を叩いている証明だと捉えることができる。

2 自立心 「自分で覚えなくちゃ！」

和太鼓のリズムや叩き方は、これまで保育の中で経験してことがない独特なものが多く、なかなか覚えられずに時間がかかることも多い。他の子どもを見て模倣する姿もあるが、それによりミラーリングで左右が逆になり、うまく叩けない様子も見受けられる。個々の発達や育ちに差があるとはいえ、自分自身で考え、頑張ろうとする姿が必要であると考えられる。

なかなか覚えられない友達が頑張っている様子を見て、「〇〇くんできたね」と肯定してあげられる友達の存在も、自立心を育む下支えとなっている。

3 協同性 「みんなでやろう」

和太鼓の魅力の一つとして、音の深さと広がりがある。個々の太鼓の音は小さくとも、全員ですることによって大きな音の広がりとなり、心地いい響きとなる。その広がりを出すには音を揃える必要性が生じる。一度覚えたからとはいえ、各自が好きなリズム、好きな速さで叩いたのでは、心地よさは生まれない。年長児でもあり、発達の面から捉えてみても、皆で一緒にという気持ちを持つことはとても重要なものであると考えられる。

太鼓の練習を重ねていく中で、徐々に一つの音の広がりとして揃う瞬間があることを、子ども達自身が理解できるようになってきた。とはいえ、まだまだ完全なものとは言えず、一つになる瞬間も少ないが、その中においても「今日いい音やった」という声が聞けることもあり、子ども達自身の心の育ちを感じる事ができる。

4 道徳性・規範意識の芽生え 「危ないものは危ない」

園内の活動である以上、安全に関して絶対と言えるものはない。和太鼓においてもバチを持って活動する以上、十分な安全管理も必要となる。子ども達には声掛けとして、打たない時にはバチを振り回さない、持って走らないなどの決まりも伝えている。当初、うまく叩けてくると気持ちが高揚し、周囲を確認できずに振り回してしまうなどの危険な姿も見受けられたが、練習を重ねるにつれ、子ども達自身の危険に対する意識の芽生えが感じられるようになってきた。

練習の始まりと終わりには姿勢を正して礼をするが、これらの礼をわきまえるという感覚も、子ども達の長い人生において必要不可欠な育むべき基礎ではないかと考える。

5 社会生活との関わり 「見て見て こんなに叩けるんだよ」

子ども達自身が和太鼓を叩く楽しみを覚えることはもちろん、自身のできる姿を見てもらえる事も大きな喜びの一つであると考えられる。園内の活動や行事で演奏する場合もあるが、地域のイベントなどで発表する機会も多い。地域社会の中に積極的に入っていくことは、地域の子育てを支える認定こども園として大きな役割を果たし、地元の人々に子ども達が愛される存在となるためにも必要な活動の一つであると言える。

何よりも、保護者だけでなく、祖父母をはじめとする地域の様々な人々に「かつこいいね」「よかったよ」と声をかけてもらえる機会を得ることは、子ども達にとって喜びであり、自己肯定感を高めていく上で重要なものであると理解できる。

6 思考力の芽生え 「次なんだっけ」

集団として一つのことに取り組むには、まずは一人一人が考え、ものにしていく必要がある。和太鼓のリズムは先にも述べたように歌唱などとは異なる活動であるため、なかなか慣れにくい部分がある。太鼓のリズムを一つ一つパズルのピースのように頭の中で組み上げ、腕を中心とした体に出力することより、一つの曲として認識する事ができる。難しいことに挑戦して獲得し、また挑戦するというサイクルの積み重ねが、覚えるということのみではなく、考えるという力の育みにつながっている。「次なんだっけ」っていうつぶやきが自らを大きくし、そのつぶやきを汲み取ってくれる友達や保育者がいるからこそ、共に学びあう姿が育まれていると考える。

7 自然との関わり・生命尊重 「外で叩いてみよう」

和太鼓練習の多くは室内であることが多いが、演奏の機会となると逆に戸外で行う事の方が多いと言える。ホールなどでは音が反響して大きく聞こえているものの、戸外で叩いてみるとやはり聞こえづらく、それによる揃えづらさも生じてくる。戸外での練習機会を増やすことにより、子ども達自身がホール内とは違った戸外における音や聞こえ方の違いに気づく事ができた。

和太鼓の活動そのものは、自然や生命に結び付くものは少ないと言えるが、太鼓の胴や皮の成り立ちなど、自然や生き物といった存在なくしては語る事ができない。和太鼓の活動中にこの話をする機会は少ないかと思われるが、伝えることにより、自然や命を考える一つの足掛かりになると思われる。

8 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚 「みんなでリズムを覚えよう」

曲を覚えて叩くには、まずはリズムを覚える必要がある。叩き方やリズム、隊形移動等を伝える場合でも、数のカウントを取りながら伝えてはいるが、習得するには時間がかかる。しかしながら、子ども達には自ら数を数え、リズムを身につけようとする姿が見受けられる。

また、太鼓を設置したり運んだりする際には、宮太鼓が何個、平太鼓が何個など、子ども達自身が太鼓の種類を形で認識し、その数を把握するなど数や形への関心の高まりが見て取れる。

9 言葉による伝え合い 「こっちだよ」

当初、保育者が叩き方を伝えていくが、活動が深まるにつれ少しずつ子ども達の中から叩き方の声が上がってくるようになる。右や左といった言葉は出にくい、「こっち」「次はこう」と友達同士で、言葉による伝え合いが生まれている。言葉を伝えるには、まず自分自身がしっかりと覚えることが前提であることから、言葉の創出以前に和太鼓活動自体の深まりを感じさせられた。

また、うまくできない友達が覚えられた際「できたね」と褒めてあげられる事も、様々な活動で経験を積み、子ども達なりの育ちがあるからこそだと捉えられる。

10 豊かな感性と表現 「太鼓の音って気持ちいいね」

和太鼓の音が鳴った時、心地いいという感覚が持てることも、心の育ちであると言える。日本人の心の奥底にある、太鼓の音を聞くと何故か体が動き、心も高揚するような感覚、それらの気持ちを感じながら太鼓を叩くという表現につながる事も、感性を育てるというねらいの一つとなっている。

〈考察〉

上記の様に、幼児期の終わりまでに育ってほしい10の内容について一つ一つ論じたが、その中はしっかりと教育・保育のねらいに基づいた子ども達の成長の様子が垣間見られた。そのことから明らかであるが、和太鼓活動は、単なるアピールをメインとしたものではなく、子どもの発育発達に重要な内容が備えられている。年長児の和太鼓を通じた活動が教育・保育活動のメインではないにせよ、子ども達の育ちにおいて、重要な役割を果たしていることに疑う余地はないと考える。

〈今後の活動と展開〉

本園における和太鼓活動の取り組みは、まだまだ完全な物とは言えず、子ども達の姿に寄り添いながら、その都度改善し、活動をよりよいものに展開する必要がある。現在、年長児を主体として行っている活動ではあるが、その対象年齢を年中や年少へと広げていく事により、憧れや模倣、思いやりといった、同年齢だけの育ちではない異年齢としての育ちへと発展させられるのではないかと考える。今後も、新たな教育・保育の可能性を求めながら、和太鼓活動を子ども達と共に楽しんでいきたいと考える。

以上

脚注

- (*1) 「幼稚園教育要領」
文部科学省告示第二十六号
平成二十年三月二十八日告示 平成二十一年四月一日施行
- (*2) 「保育所保育指針」
厚生労働省告示第四百一十一号
平成二十年三月二十八日告示 平成二十一年四月一日施行
- (*3) 「幼保連携型認定こども園教育保育要領」
内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第一号
平成二十六年四月三十日告示
- (*4) 「改訂版 幼保連携型認定こども園教育保育要領」
内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第一号
平成二十九年三月三十一日告示 平成三十年四月一日施行

豊後大野子育て総合支援センター

こども発達子育て支援センター なかよしひろば

いぬかい子育て支援センター ゆうゆうキッズ で感じ学んだこと

いぬかいこども園 子育て支援センター 主任 後藤 美穂

1、いぬかい子育て支援センターゆうゆうで学んだこと

なかよしひろばの玄関に入り、子育て支援センターゆうゆうの部屋は中央の位置にある。初めて来た方もすぐ分かり、入りやすい場所にある。部屋に入ると、広い窓から犬飼町の山や川、町並みが見渡せ開放感を感じる。各年齢に合わせた玩具や遊具があり、赤ちゃんがゆったり過ごせる環境を整えている。利用児は未就園児が主であるが、なかよしひろば利用児や兄弟児の利用が最近増えている。

地域子育て支援拠点の「基本事業」として

- (1) 子育て支援の交流の場の提供と交流の促進
- (2) 子育て等に関する相談、援助の実施
- (3) 地域子育て関連情報の提供
- (4) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

この4点があげられている。支援センターゆうゆうもこの基本事業に基づき活動している。

利用者からの相談内容としては

- ① 子ども同士の関わりについて。
 - おともだちの中になかなか入れない。
 - 玩具の貸し借りができず、トラブルになる。
 - ともだちと仲良く遊んで欲しい。
 - ともだちと上手くコミュニケーションをとることができない。
- ② 子どもの発達について
 - 離乳食はどれぐらいで始めたらよいか
 - お座りがまだできない
 - はいはいをあまりせず、立ちたがる。動きが激しい。
 - 体重があまり増えない。
 - トイレトレーニングがうまくできない。
 - 夜泣きをする。
 - 不安感が強い。
- ③ 保育園・こども園に関しての入所について
 - こどもを入所させたいが、どこがよいか？どの観点で選べば良いかわからない。
 - 入所するためには、どんな手続きがいるか分からない。
 - 入所するまで、何を準備すればよいか分からない。

④ その他

義母との関係

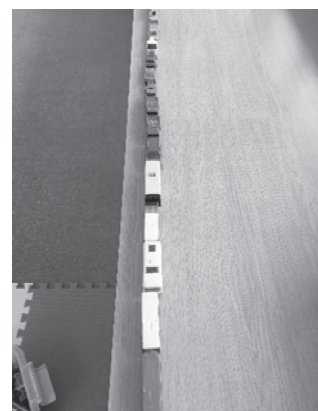
仕事の悩み

相談には、傾聴し受け止めている。相談の中で気になった事は、人との関わりの悩みが多かったことだ。大人が、子ども同士の関わりにより生じるトラブルを恐れているように思う。また、大人も知らない人の中に入る事に、苦手意識を感じている人が増えたように思う。支援センターで人と人を繋ぐ（大人も子どもも）交流の場を、意識し環境を整え支援者が仲立ちしていくことだと感じている。子ども同士の玩具をめぐる生じるトラブルに関しては、こども側に代弁者がつくことで相手に気持ちが伝わりやすくなる。代弁で心の思いを言語化し表出する大切さを支援者が、意識して保護者にも伝えていくことが重要だと思う。トラブルは人との関わり方を学ぶチャンスでもあり、経験していく中で人との関わりが成長していくことを合わせて伝えていくようにしたい。こどもが他害をしてしまった時の保護者の心の痛みには、共感し受け止めていくようにしている。関わりの中で他害行為にならないように、対応することも気を付けていきたい。最近では親子の交流が深まり、子育ての悩みや個性の悩みを保護者間で共感しながら支えあうピアサポートも育まれていると感じている。

子育て支援センターゆうゆうキッズで出会った個性

玩具を並べるあそびの世界

2017年7月



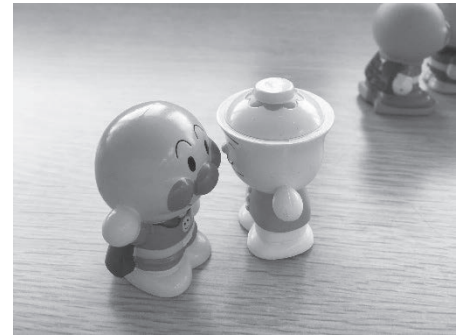
キャラクターの人形が好きな子、ミニカーが好きな子。それぞれが好きな玩具を手にとり遊んでいる。人形が同じ高さで並ぶように、横から上から下から見て高さの微妙な違いも見逃さず、何度も確認して並べている。ミニカーは色別、車種、形、と並べ方が日々変化している。無言で玩具を並べ自分の世界観の中を楽しんでいる。こどもと同じ目線に並んでそのあそびを見守っていた。

(考察)

- ・綺麗に玩具が並んだ姿は、見ていて気持ちがよい。
- ・物の形状や大小、長短、高さ色などの概念が広がる。物の分類へ興味が広がる。

- ・無言で玩具を並べているが、心の中では玩具に沢山話しかけているように感じる。
- ・縦に並ぶ、横に並ぶ。並べ方が変わると視点も変わる。物の見方の変動性に気づくことができる。
- ・並べることへの集中力は凄いと思う。
- ・並べることに興味がなかった自分にとって、自分に無い世界感新鮮を感じる。

偶然？変化？ 2017年11月



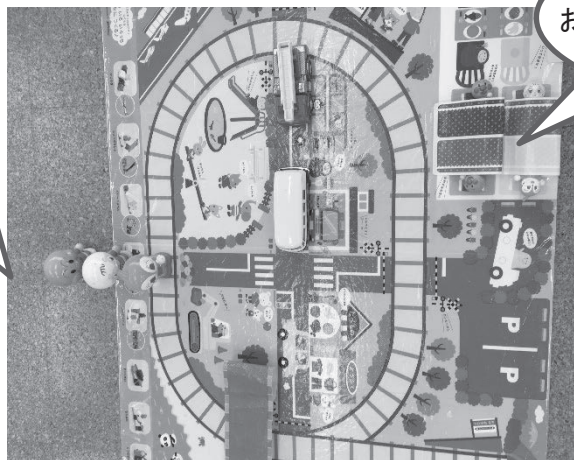
それぞれの玩具が近づいている。距離感が近いけれど、お互い視線が合っていない。

(考察)

- ・無機質な物から、物が擬人化している過程とも感じる。物から人への気づきかも？
- ・自分の世界観から、人への関心が出てきたが、関わりが分からない？
- ・お互いが話をしているようにも感じる。
- ・玩具を介して、人との関わりを作りごっこあそびへ繋げるチャンスと捉えられる。
- ・こだわりは、変化することを感じた。
- ・その子の興味や関心を最大限に尊重しながら、物から人との関わりへの興味に移行するタイミングを見計らうことが大切ではないかと思った。

人間関係の広がり 2018年1月

くるまがとおるよ。
あぶない。
じゅんばん。
ならんだよ。



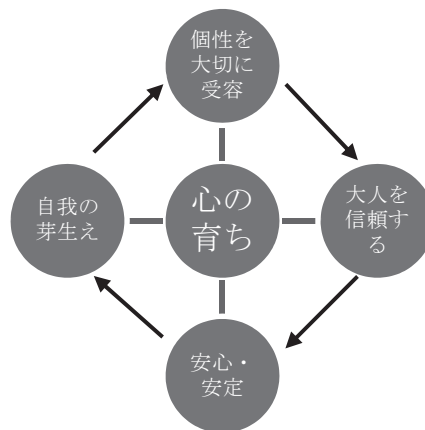
おやすみなさい

7月の玩具を並べるあそびから、1月には社会性のあるごっこ遊びへと変化していった。

(考察)

- ・あそびの傍にいた母親は、絶えず言葉をかけていた。言葉かけは、子どもの世界を否定せず常に子どもが感じていることを洞察し、共感する言葉かけだった。一人あそびの世界感の中に時間をかけて、自然と人形を上手く介し人との関わりで必要な言葉をさり気なく語りかけていったからこそ、ごっこ遊びへと成長できたと考える。
- ・母親との信頼関係が土台になっているからこそその成長だと感じる。
- ・今は人形と車と母親とのごっこあそびだが、あそびを介して他者との関わりへと広がりへの時期を期待できると捉える。

これらの姿を通して



個性を大切に受容することで、大人との信頼関係ができる。情緒も安定し自分を表出することができ、それが心の育ちにつながるのではと思う。

2、なかよしひろばで体験し学んだこと

物の貸し借りのやりとり (交渉)

なかよしひろばでは、10時15分になったら、事務室で借りたいものがあれば借りに行く。借りた物は遊ばなくなったら、事務室に返すルールがある。ルールはあくまでも絶対でなく、臨機応変にそのこどもに合わせてやりとりをする。

エピソード 1 「もう、いい」

10時15分前、事務室に「〇〇をかして！」とA君がドアをノックをしてきた。事務室の職員が「あそびたいんだね。15分までもう少しだから待ってくれるかな」と声をかけると、「いやだ いま、あそびたい！」とドアを蹴るA君。その後ろにいた私が「えー！なんで借りられないの？嫌だ！我慢できない 借りて遊ぶ！」と床を思い切り踏んづけて地団駄して見せた。私の姿を見たA君は、くすりと笑い「もう、いい」すんなりと、あきらめて部屋に戻った。

(考察)

地団駄しながら、A君の気持ちを代弁する他者の姿を冷静に見ることで、自分の行動がおかしいと気づき、気持ちの折り合いをつけることができたようだ。言葉での代弁のみでなく、思いを共感する演技で表現をすると伝わりやすい場合もあると感じた。

エピソード 2 「もってかえりたい」

ピンクの色水を入れた、ペットボトルを持ち事務室に来たAちゃん。「もってかえるの」を何度も繰り返す。「もってかえりたいんだね。」と気持ちを受け止めたうえで「持って帰ると、こども園のお友達が欲しいと思うよ。事務室で明日もあそべるように、守ってあげる」と、Aちゃんの好きなピンクのウサギの絵を描いて、紙袋に貼り色水のペットボトルを中に入れるように誘った。何度か渋っていたが、袋の中にペットボトルを入れてくれた。Aちゃんの表情から、本意でない様子が伺えた。「Aちゃんがつくったの」とドア越しにAちゃんの声が聞こえた。

(考察)

持って帰らないルールに捉われすぎて、本児が大好きなピンクの色水を初めて作った嬉しさに、気づけなかった事を後悔した。本人の思いより、大人の思いで袋に入れさせた感だけが残った。年齢等を考えるとルールの意味を納得するにはまだ早く、まずは気持ちを全面受容するべきだったと反省。

(改善・実行)

翌朝、Aちゃんが来たのを見つけ「Aちゃん、昨日のピンクの色水、守ってたよ」と声をかけた。ウサギの絵の袋を見せ、中からピンクの色水を取り出した。「Aちゃんの！」と嬉しそうに取り出し満足そうだった。その日、「もってかえるの」と言いに来たので、「持ってかえりたいんだね。おともだちに見つからないように、Aちゃんの袋に大切にに入れてなおしてね」と伝えた。Aちゃんは、喜んで持ち帰った。その後、何度か持ち帰りたいとの交渉があった。持ち帰っても翌日持ってくるようになり、その後は持ち帰ることが無くなった。

(考察)

大人主導でルールを守らせるではなく、こどもの思いを十分受け止めたうえでやりとりを重ねていくことが大切だと思った。言葉を多くかけすぎて、逆にこどもの心を惑わすようにしないことだと感じた。日にちを重ね、やりとりしていくこと。結果を出そうと急ぎすぎないことだと反省した。

エピソード 3 「ウサギさんの ふくろで まもってください」



色水を持ち帰ると言っていたAちゃんは、「もってかえる」の願いに来ることが無くなっていた。ウサギさんの紙袋は、いつしか御用無しになっていた。それから3カ月程たったある日、事務室をノックするAちゃん。「これ、うさぎさんのふくろで、まもってください。」と手の中にピンクのクリスマスの飾りを持っていた。私は慌ててウサギの絵を描き、

紙袋を用意した。嬉しそうに、自ら袋にピンクの飾りを入れたAちゃんは満足そうだった。

(考察)

思いがけない、Aちゃんの行動に一番驚いたのは、私だった。自分の中では、ウサギの紙袋の事は、すっかり終わったことになっていたからだ。しかし、Aちゃんにとっては、ウサギの袋は時間がたち、自分の好きな物を守ってくれる物だとしっかり覚えてくれていた。最初は、安心して委ねることができなかったが、やり取りの体験を重ねていくうちに気持ちが変わったのだと思う。「守る」の言葉は、信頼関係がなりたってこそその言葉なのだとAちゃんが教えてくれたできごとであり、私が主体となり決めたのではなく、Aちゃんが主体となり決めた成長が嬉しかった。

エピソード 4「終わり」が分からない私

なかよしのライオンぐみで、こども役になって活動に入ることになった。大人がこどもになることで、こどもの気持ちが分かるのではとの趣旨だった。活動後、「送迎の車に乗る人はお帰りの用意をしてください」との言葉を聞き、私はどうしたらいいのか分からなくなった。車にのらない人は、何処に行けばいいのか分からない。活動が終わったのも正直分からなくなっていたからだ。「どうしたらよいか」何度も聞いた自分がいた。こども役でなく、本当に、「おしまい」が分からない大人になってしまった自分がいた。

(考察)

終わりが分からない。先に進めない。凄く不安になることだと実感した。終わりがないと見通しが立たないからだ。この体験で自分は終わりが分からなければ、不安が強くなるのが理解できた。「自分」を知っているつもりだったが、まだ「自分」を知らない部分があることにも気づくことができた。また、この体験で見通しが立たないことでの不安やパニックになる人の気持ちが少し理解することができた。言語化でも、可視化でも「おわり」を示すことは大切だと実感した。

これらの、体験で感じた「自他を知り、違いを受け容れ、支え合う」こと

まずは、「自分」を知ろうとすること。「自分」は思うより深く、まだ気づいていない「自分」がいる。「自分」の中の未分化な部分も「他」を知ることで、足りない面を支えてもらうこともできる。「他」から学ぶことで、「自分」が広がることもできる。「自」と「他」の違いがあるからこそ、意味があるのだと感じている。だからこそお互いが支え合うことで共に育まれていくのだと、社会福祉法人萌葱の郷 豊後大野子育て総合支援センターでの働きの中で実感している。

今後の課題

保育園・こども園では、養護と教育を踏まえて日々の保育教育計画をたてている。教育領域として、健康・人間関係・環境・言葉・表現の5領域に分かれているがどの分野も人間関係が基本であり土台となっている。人間関係に観点をおき保育現場の中で、個を受け止め受容し集団の中での交流経験を重ねていきたい。集団が大きくなると難しい面も多いが、個を代弁する人と集団をリードする人との共通理解が重要だと思う。心の成長と発達の間は関連は顕著であると感じている。

「心の育ち」を意識し、見えない内面に目を向け大切にしていきたい。丁寧な保育は一人の力だけでなく、同じ思いの職員との積み重ねだと感じる。共に学び合い育ちあう気持ちを持ち、豊後大野子育て総合支援センターで学んだことを、保育現場でも実践していきたい。

「関係性」とはなにか ～めぶき園の看護師として、1年目の考察～

めぶき園 看護師
甲斐 和歌子

はじめに

めぶき園で利用者さんたちの支援に携わっていると、「関係性」ということばをよく耳にする。「関係性ができている（またはできていない）」といった使い方を。ところが、国語辞典に「関係性」ということばは載っていない。福祉や医療の専門書を読んでも特には定義がないようだ。定義がないのに日々の支援で当たり前、かつ大切なこととして扱われているとても不思議なことばである。

大辞泉によれば関係とは、「二つ以上の物事が互いにかかわり合うこと。また、そのかかわり合い」であり、性（性質）は、「生まれつきのたち。その事物に本来そなわっている特徴」と記されている。合わせて考えると「そのかかわり合いの本質的な特徴」といったところだろうか。

今回、これまでに読んだ書籍や先行文献などを踏まえ、関係性とはなにか、またその本質について考えてみた。

I. 自閉症児（者）のコミュニケーションと発達段階

本レポートでの「二つ以上の物事が互いにかかわり合うこと」とは、人と人とのかかわり合いのことを指す。つまりコミュニケーションである。

コミュニケーションとは、「社会生活を営む人間が互いに意思や感情、思考を伝達し合うこと」（大辞泉）であり、バーバルコミュニケーション（言語的コミュニケーション）と表情・動作・姿勢・音調・接触などによって行われるノンバーバルコミュニケーション（非言語的コミュニケーション）に分けられる。自閉症児（者）はことばの意味理解や使用に質的な障害がみられることが多い。そのため彼らとのノンバーバルコミュニケーションの重要度は高いと考えて自然だろう。西村はこれを「感情交流を内包した人と人とのかかわり」¹⁾とし、その構成要素として以下の6項目を挙げている。

<「空気のような(互い)の存在感」を作り出す6つの関係>

1. 「間」のある関係
2. 目を合わせただけで通じ合う関係
3. 触れたいくなる、触れていれば、それだけで安心できる関係
4. 触れていなくても、二者間の空気を肌に感じられる関係
5. 物ではなく、「想い」を共有できる三項関係
6. 子どもとおとな、両者間に生まれる「あなたのためなら」すべてをささげたいくなる関係

この中で私は、「5.物ではなく、「想い」を共有できる三項関係」が重要と考える。乳幼児の発達段階において第1次循環反応（1-4 か月頃）といわれる指しゃぶりなどを繰り返す時期の後、次に二項関係（第2次循環反応）を形成する時期（4-8 か月）へ移行する。これは例えば母親と子供といった情報伝達の発信者と受信者のみがかかわる関係で、この時期の子どもが人見知りを始めるのは、母親との情報の伝達が成立し、相手の機能的役割を理解し始めたことを意味する。この時期を経て次に興味のあるものに対して自分の興味関心を他者と共有しようとするようになるが、これが三項関係（第3次循環反応）である。自閉

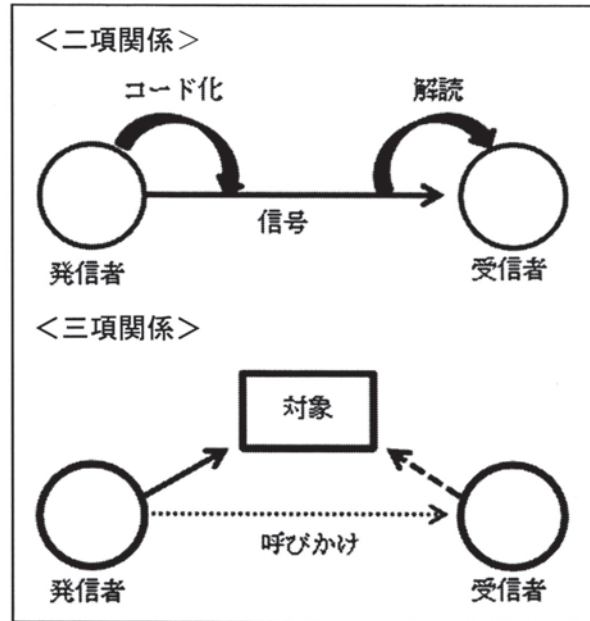


図1)二項関係・三項関係

症児（者）の支援に携わる人なら誰しもが感じることと思うが、彼らは人となにかを共有することをあまり得意としない。「想い」という曖昧で情緒的なものなら尚更そうだろう。しかし西村は循環的行動に介入してきた人と一緒に活動を展開し相手の機能的役割の理解が深まると、自閉症児（者）であってもそれは可能であるし、むしろ切っても切れない関係となってその人と深く結びついていくことができると述べている。

このことから関係性の本質にはコミュニケーションにおける発達段階があるといえる。

次に小林はこう語る。「自閉症のこどもたちと養育者との関係の機微を観察してみると、いかに彼らが場の雰囲気や他者の心の動きに敏感に反応しているかに気づかされるが、それはおそらく彼らの今日まで続いてきた対人的構えであったのだと推測される。このことがアンビヴァレンスという独特な対人的構えを生み出している（中略）もともと彼らは他者の情動の動きに過剰なほど影響されやすい状態にあったと想像される。このことは他者の情動の動き、つまりはある種の心の動きを彼らは本能的に感じ取り、反応しているともいえるのではないか。」²⁾ 要するに、アンビヴァレンス（二項関係の形成過程で生じる葛藤）によって自閉症児（者）はその独特な対人関係をより強固にしているが、それは感受性が豊かすぎるゆえにそのようになっている一面があるのではないかと示唆している。

以前勤めていた施設に入所していたAさん（男性）は、自傷行為のためにいつも全身傷だらけで、他利用者や母親に対する他害行為もみられ、一時も目を離すことができなかった。当時お父さんはたびたび面会に来ていたが、お母さんとの面会が一切できていない状態だった。そこで受け持ちの職員が働きかけ、週に1回お母さんも面会にくるようになった。親子3人ベランダのベンチに座っておやつを食べるだけのささやかな時間だったが、両親に挟まれて座る彼の表情はとても穏やかだった。30分足らずで面会が終了すると、彼はまず玄関で両親をお見送りし、その後走ってベランダへ戻る。ベランダの向こうには庭が広がっ

ており、その向こうに両親の車が停まっているのだ。車のところまで行ってフェンス越しに両親と握手をして、車が見えなくなるまでずっと小さく手を振っていた。私たちはベランダの入り口からそのようすを見守っていたが、車が見えなくなったあとも余韻に浸っているかのようにそこに立っているA氏の背中はとても切なかつた。世の中には「自閉症の人は相手の気持ちがわからない」とひとくくりに説明する人もあるが、私は小林の言うように彼らはむしろ感受性が強いくらいで、強すぎて繊細だと思う。繊細すぎて受け止めるのが難しい部分はあるかもしれない。だが人の生活を支えるということは、彼らの心や感受性を受け止め・寄り添い・感じてみることにその始まりがあると私はA氏から教えてもらった。

II. ケアリング理論からみる関係性の本質

看護理論は、看護師にとって「看護とはなにか」を学ぶ上で必要な知識であり、最も有名な看護理論家はフロレンス・ナイチンゲールである。彼女は、著書『看護覚え書』³⁾において、看護がなすべきことは、自然がはたらきかけるのに最も良い状態に患者を置くこととしている。空気の入替えのために窓を開けることも、高度な先進医療を提供することも等しくこれをベースとして看護は営まれている。この看護の本質をケアリングという。ケアリングとは他者への関心を基盤とした精神的なケアの在り方やプロセスであり、患者と看護師の関係の在り方について「なにをすべきか」ではなく「どうあるべきか」に重きをおいている。初めて関係性ということばを知ったとき、これはケアリング理論とよく似ていると考えた。ナイチンゲールを祖として現在に至るまでさまざまな看護理論家がケアリングについて論じているが、中でも私はジーン・ワトソン⁴⁾のケアリング理論がとても好きだ。ワトソンによれば、看護はアートとサイエンスからなる人間科学であり、ヒューマンケアリングである。そしてそのプロセスにはトランスペアソナルなケアがあるとしている(図2)。トランスペアソナルなケアとは、別々の存在として成っていた患者と看護師がお互いに影響を及ぼし合い、共に主体としてやり取りしながらケアを進めていくことである。共に生きて

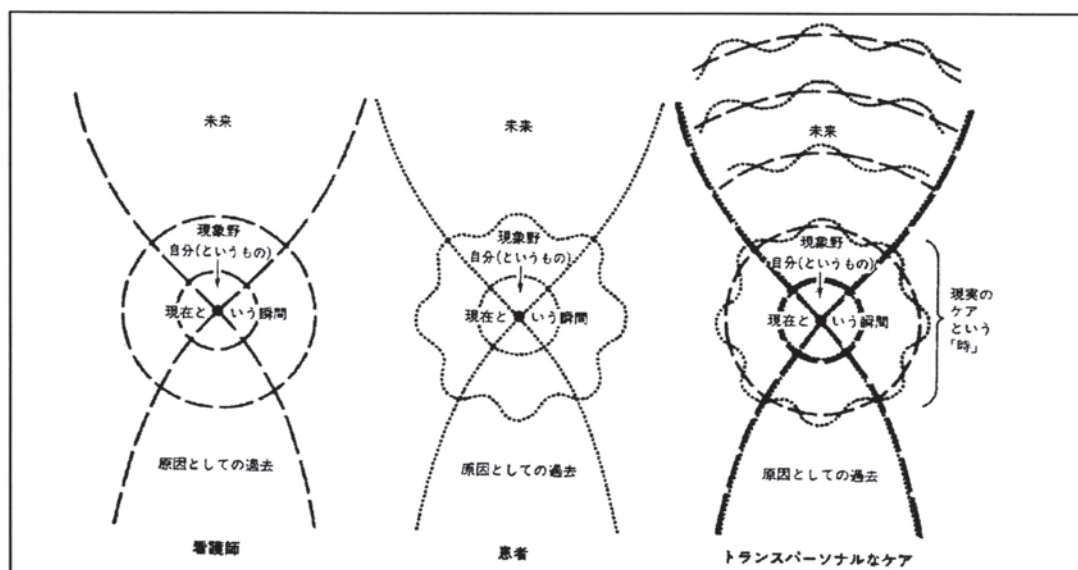


図2)ヒューマンケアのプロセスの動態

いきながらその経験の意味を見出し、内面の調和を保ち、自分らの存在のありようを生成していくのだ。看護師は患者の経験の中に入り込むと同時に患者も看護師の経験の中に入り込む。この共有によって独自の現象野を生み出すことになる。この患者と看護師を利用者さんと支援員としたとき、独自の現象野とは恐らく関係性のことを指しているのだと思う。共有することの一つにはもちろん「想い」があるだろう。しかしなにか方法論的な支援をするとその効果によって想いが共有できるようになるわけではなく、お互いが影響し合うさまざまなプロセスの中で「想い」が共有できるようになっていくのだと考える。関係性とは、共に生きていきながら紡いでいく性質を持っているようだ。

これとほぼ同様のことを、小林は情動的コミュニケーションとしている。情動的コミュニケーションは、知的に理解するのではなく、身体を通して体験したことを認識する性質のもので、「共感」の原型とされる。一緒に同じ体験をした相手があって、相手はその体験を言葉や態度にして反応することで人はその体験の意味を認識する。それは相手にとっても同様で、つまりどのように反応し合うかによってその経験の意味は異なる。お互いに影響し合いながらそのプロセスをどのように共有するかが関係性の質になるということではないか。

Ⅲ. まとめ

本レポートの冒頭において私は、関係性について「そのかかわり合いの本質的な特徴」と仮定した。これについて、ここまで述べたことは以下3点に要約される。

1. 自閉症児（者）のコミュニケーションにはその発達段階が深くかかわっている。二項関係や三項関係を発展させることと関係性には深いつながりがある。
2. 自閉症児（者）独特の対人関係はその感受性の強さゆえにそうになっている可能性があり、彼らの心に寄り添い感じてみることに関係性の始まりがある。
3. 共に生きていきながらお互いの経験の中に入り込み共有することによって独自の現象野（関係性）を生み出すことになる。共に紡ぎだすプロセスをどのように共有するか（意識の在り方）がその現象の質である。

最後になるが、関係性とはなにかということを考えるにあたり、「心の理論の喪失」についてどのように扱うべきか迷った。なぜなら自閉症児（者）の心の内面のありようを説明する方法の一つとして確固たるスタンダードだからである。だが個人的な思いとしては、自閉症の障害特性を分かりやすい現象で表しているにすぎず、これを用いて説明すれば彼らのすべてがわかるわけではない。そのため主観的な考えに偏る可能性を感じつつも、本レポートではこれについてあえて触れないことにした。

先行文献等調べてみると、近年は自閉症児（者）のコミュニケーションや心の内面について多面的に捉えようとする研究や書籍が増えているようだ。吉井ら⁵⁾は、養護学校の中等部・高等部に在籍する知的障害が比較的軽度な自閉症の生徒10名に課題を実施し、彼らは他者の心の理解だけでなく自己の理解にも困難を持つが、自己の心の理解が進むと他者の心の理解も深まる傾向にあると報告している。自閉症療育の焦点の一つに自己理解が促さ

れるようなかわりが求められることや、彼らには他者の心の理解が十分可能であることを示している。また松本⁶⁾は、ユニークな題名の著書『自閉症は津軽弁を話さない』の中で、方言の獲得には自閉症の重症度が関係しているのではないかと述べている。言語の獲得はまず自然言語の習得があった上で表現様式（方言）の使い分けがなされるが、自閉症が重度だと自然言語習得の段階でつまずくため方言をしゃべるに至らないのではないかというのだ。自閉症の重症度と知的障害はある程度比例するので、そういった部分でも言語の習得には困難が生じるだろう。

このように自閉症について、彼らがなにを経験しているのかとかその人間性に注目が集められつつあることに私は自閉症療育の未来を感じる。支援員としてもHow to（方法、なにをすればよいか）ではなくて、「どうありたいか」「どうあるべきか」ということを日々意識し、利用者さんとの関係性を育んでいきたい。まだまだ未熟ではあるが、その未熟さも共有しながらめぶき園の日々は過ぎていくのだと思う。めぶき園の一員として、そうやって紡いでいく関係性を大切にできる看護師でありたい。

最後に

めぶき園の看護師としてようやく1年が過ぎました。ご迷惑をおかけすることも多々あったかと思いますが、皆様に温かく支えて頂いたこと、この場を借りて心から御礼申し上げます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

参考・引用文献

- 1) 西村 章次：自閉症とコミュニケーション，ミネルヴァ書房，2004.
- 2) 小林 隆児：関係からみた発達障害，株式会社金剛出版，2010.
- 3) フロレンス・ナイチンゲール著・薄井 坦子ら訳：看護覚え書 第5版，株式会社現代社，1998
- 4) ジーン・ワトソン著・稲岡 文昭ら訳：ワトソン看護論 - 人間科学とヒューマンケア - ，株式会社医学書院，1992.
- 5) 吉井 秀樹，吉松 靖文：年長自閉症障害児の自己理解、他者理解、感情理解の関連性に関する研究，特殊教育学研究，Vol 41 (2)，pp 217-226，2003.
- 6) 松本 敏治：自閉症は津軽弁を放さない-自閉スペクトラム症のことばの謎を読み解く-，福村出版株式会社，2017.

らいおん組の子どもたちと関わって

～大人が子ども役になって、療育に入らな中での子どもたちの変化と私自身が学んだこと～

こども発達・子育て支援センター なかよしひろば

主任支援員 赤嶺 祐希

現在、私はなかよしひろばのらいおん組（おおむね年中～年長）のクラスを担当しています。クラスの子どもたちは1日7～8名おり、着席活動や遊びを展開する中で、仲間意識や対人面での育ちをサポートしています。個別での関わりを必要とする子どもも多く、大人がいないと不安だったり、一人でじっくり遊びたい、大人と二人だけで遊びたいという子どもも多いです。また、自分の気持ちをなかなか伝えることが難しい子どもが多い中で、どうしたら仲間意識が高まっていくのだろうか。終礼の中でも話していく中で出てきたことの1つがまず「大人が子ども役になってみる」という事でした。今までも、大人が状況に応じてこども側からの気持ちを活動のリーダーに伝えることはありましたが、1日子ども役になってみることになりました。

実際にこども役になって着席活動に参加してみると、子どもたちも「なんで？」と不思議そうに思いながらも面白いようで笑う子どももいれば、大人が子ども役になることが受け入れられない子どももいました。しかし、自然と子どもたちは着席活動の方にも意識が向き、全員が参加していました。

活動（この時はシート遊びでした。）になると、シート引っ張りの時に大人がいると重いのでシートに乗ることを嫌がる子どももいましたが、逆に引っ張る側に回って、引っ張るのを手伝ってくれる子どもも出てきました。繰り返し、大人が子ども役になることで嫌がっていた子ども徐々に受け入れてくれるようになってきました。また、活動をする中で順番でのトラブルもありました。子ども同士でのトラブルだとどちらかが引いてしまう事もありますが、大人が子ども役になっていることで、子どもの気持ちになって「代わりたくない。」「嫌だ。」と伝え、実際にその時に自分自身が思った気持ちを素直にぶつけました。もちろん、トラブルになった子は泣くこともありますが、譲ってもらうばかりでなく、ぶつかり合う経験は対大人だからこそできたのではないかと思います。その後、お互いが冷静になった時に、「あの時はこんな気持ちだった。」とその子の状態に合わせて伝えられました。

また、終礼の中で話が出た「仲間」という言葉を意識的に使ってみようと思い、遊びの中で「〇〇で遊んだ仲間だもんね。」と繰り返し使っていると、自由遊びから活動、昼食後の自由遊びまで、一緒に遊んだ仲間という意識や気持ちの芽生えが大きくなっていくのを感じました。同じ遊びを継続して続けることも多くなり、「〇〇君もこの前一緒に遊んだ仲間だから、誘ってこない？」と声をかけると「そうやな。一緒に遊ぼう。」と伝えに行くことも増えてきました。

実際に自分が子ども役になってみて感じたことは、自分自身の中で「先生」という言葉に無意識にこだわっていた事です。そうではなく、同じ視点で大人も子どもの気持ちになって遊ぶことで、子どもたちも先生ではなく、一人の仲間と感じてくれているように思いました。いつもそういうわけにはいきませんが、仲間として集団の中にいる「先生」も必要な存在なのだと感じました。

また、子ども役になることで、活動のリーダーがどんなふうに伝えたらわかりやすいのか、具体的に伝えないとわかりにくいこと、一人一人を大切にしたいから待つにも限度があるなど自分自身が体験したからこそわかったところもあるので、今後も職員間で話しながら、時には子ども役・活動リーダー・補佐と役割交代しながら、感じたことを話し合っていきたいと思っています。

萌葱の郷に就職して良かったと思えたこと

めぶき園 支援員 後藤 優香

私が萌葱の郷に就職してまず良かったと思えたことは、自分もこんな支援がしたいと思える支援にたくさん出会えたことです。また、自分が萌葱の郷に就職したいと思うきっかけになった支援を自分が実際に行ってみることが出来たことです。

私はめぶき園に配属になってからたくさんの支援と出会うことが出来ました。それは統一された支援だったり、職員と利用者一人一人の関係性によって行うことが出来る支援であったりと、めぶき園に入ったばかりの自分では行うことが出来ない支援ばかりでした。しかし、日々、少しの会話や声かけから一人一人の利用者との関係性を築き上げていく事で、ここまでなら今の自分との関係性の中で行える支援があると気付くことが出来た時はとても嬉しく感じ、自分への自信へとつながりました。そして出来る支援を少しずつ積み重ねていく事で、目標としている支援に近づくことができるようになりました。また、先輩職員が行っている支援を真似しながら、自分が出来る範囲で少しずつ行っていく事で、自分の支援の在り方を見つけていく事ができました。支援を通してさらに利用者になづく事ができたり、近づくことによって利用者の変化に気付くことができ自らの支援を見直すことができたりと常に新しい支援に挑戦していく事ができる一年になりました。

私が特にこれからもっと挑戦していきたいと思う支援は、折り合いを大事にした支援です。この支援は私が萌葱の郷に就職したいと思うきっかけになった支援であり、最近になって漸く、少しずつであるが行えるようになったのではないかと感じる事ができた支援でもあります。利用者との関係性を全く築けていなかった入社したばかりの私では行うことが出来なかった支援であり、日々の声掛けや会話、支援を通して築いた関係性があるからこそ行うことが出来る支援なのだ気付くことが出来ました。また、職員として集団生活の場で、その利用者本人や他の利用者一人一人が満足のいく生活を送ることが出来るように支援を行いつつも、身に付けて欲しい力を養っていくために必要な折り合うことなのだ気付くことが出来ました。まだまだ職員としての願いと、利用者の求めるものとの中間地点での折り合いはつける事が難しいですが、日々の積み重ねで少しずつでもお互いの中間地点で折り合いをつけられる様になっていけたらと思っています。そうすることで利用者から職員としての私が何を求めているのか気付いてくれるようになり、もっともっと良い関係を築いていく事ができるのではないかと思います。また、その関係性が出来たならば、言葉もちろん必要ですが言葉を用いない支援、表情や目線、動作や視覚支援で利用者と同じ合える支援にも挑戦していきたいなと思っています。利用者一人一人が幸せを感じる事ができるように、学び勉強し続け、常に自分に変化を求めていきたいと思っています。

「萌葱の郷に就職して感じる事と今後の抱負」

めぶき園 釘宮美咲

私が、めぶき園で勤務をする中で感じるのは、言葉の使い方の難しさです。ある日、Sさんが「活動疲れるからしたくないけど、Kさんも頑張っているからしないといけないよね」と、表情険しく私の腕を掴みながら言いました。私は「そうだね。Kさんも頑張っているからSさんも頑張ろうよ」と声をかけました。しかし良く考えてみると、その声掛けは「Kさんも頑張っているからあなたも頑張らないといけない」と言っているようで、Sさんの気持ちをくみ取ることができていなかったのではないかと反省しました。その後も同じような場面が何度かありましたが、私は「Kさん頑張っていると思うよ。Sさんはどうする？」と尋ねるようにしました。すると「頑張る。釘宮さんも一緒に頑張ろう」と笑顔で返答してくれるようになりました。同じような意味の言葉でも、少し言葉に工夫を加えるだけで、相手にとっては大きく意味が違うものになるのだと感じました。それからは、相手にストレートに伝える時もあるれば、言葉遊びをしながら伝える時もあり、どのようにすれば今この状況で、相手が受入れやすいのだろうかと考えながら声かけをするよう心掛けています。言葉の工夫だけでなく、色々な場面での小さな工夫が、時には利用者を救う事もあるでしょうし、喜びに繋がることもあると思います。

萌葱の郷に就職してもうすぐ1年になります。この1年間、「どうすれば一人の人として利用者が幸せに暮らせるのか」について考える機会がありましたが、利用者にとっての本当の幸せとは何なのかまだ正直分かりません。なぜなら、私にとって幸せと覚る事が利用者にとっては幸せと覚ないかも知れませんし、利用者にとって幸せと覚る事が私にとっては幸せと覚ないこともあると思うからです。幸せの覚方方は一人ひとり異なる私思うので、答はないのかもしれませんが、とても大切なことなのでこれからも覚えながら支援をしていきたいと覚います。そして、所属の課以外の利用者とも積極的に関わっていき、もっと深く知っていったらと覚います。

なかよしひろばでの1年間

なかよしひろば支援員 水野 尚貴

この1年間は今までの自分の知らないことだらけの日々が多くあった。

まず、配属が決まった最初のころ実際に利用児と関わる中で物の取りあいや、喧嘩といったトラブルがあった際職員は仲裁などでなく、それぞれの子どもに寄り添いその子の気持ちを受け止め相手に代弁して伝えていくことに対し難しいなと感じた。

いざ、実際に自分がしようとする相手側の職員の言葉に言い返すことができなくて中途半端なやり取りで終わってしまうことが度々あった。ならどうしたら良いのかと考えると職員は一人ではないので日々の中で子どもと過ごしなが、他の職員のやり取り、声のかけ方や代弁の仕方をまずは真似をしていこうと考え行くと、ぎこちないが子どもたちも理解してくれたのか少しずつだが関係を築くことができた。

午前は児童発達支援に入っているが午後からは放課後デイサービスに入っている。

4月当初の放デイの様子だが、いつもおんぶをされていたり、部屋から急に飛び出したり物などを人に投げている子が多くみられた。そこで、ある活動を取り入れてみた。

内容は「なかよしひろばに怪物が出るのでみんなで倒す」と、いたって普通の活動だがこの活動がすごくよく、逃げるときは同じほうへ逃げる。職員や子どもが捕まってしまうと隠れていた場所から飛び出して助けに行く姿が見られている。今までの活動は鬼ごっこやかくれんぼなどが主だったがこの活動を取り入れたことで放デイの子どもたちに変化が見られた。

今までは1：1対応でしていた子も友達同士で遊ぶ。自分から一緒に遊ぼうと声をかける姿が増えていった。これはその活動を行ったことで共通の目的、目標の中で動くため仲間意識が次第にできてきたのかと思う。ほかの曜日でも同じ活動を取り入れてみると一度参加したことのある子が初めての子を守ってあげたり、次はどうするなどの協力している様子が同様にみられていた。また、活動以外でも変化が見られるのは当初は職員がおやつや片付けなどをしていることが多かったが今は言われなくても子どもたちの方から「これ運んでおくれ」と率先して行動したり、他の子どもに対し声をかけて片付けの手伝いをする姿が増えている。

4月当初は職員がしてくれるのが当たり前になっていたが、職員の方から遊びたいならこれの片づけが終わったらね、などの交換条件を出したり、お願いするとき、話を聞くときは座ることを行い継続していくと、12月の今は、お願いするのもきちんと職員のところへ行きお願いする。説明の時は座って聞くということが当たり前ようになってきている。なので職員から何でもしてあげるのではなく、きちんとルールややり方を丁寧に伝えていくこと、それを続けていくこと。これをいつも行ってきたから今のように変わってきたのかと思う。

来年度からは今のメンバーから新たに人数が増えると思われるので、その子にいきなり同じことをしなさいは難しいので、職員が付きゆっくと個別の対応を行いながら基本的な流れを伝えていけたらいいのかなと思う。また、活動に対してもより上に行けるよう遊びの幅を広げていきドッジボールなどのチームで協力する活動などが行えるように日々頑張りたい。

社会福祉法人 萌葱の郷

自閉症・子育て総合支援センター

法人本部

〒879-730 大分県豊後大野市犬飼町下津尾 4355-10

TEL 097-578-0818 FAX 097-578-0819

自閉症総合援助センター

障害者支援施設 めぶき園

ホームヘルプサービスセンター らすかる

879-7306 豊後大野市犬飼町下津尾 4355-10 TEL 097-578-0818 FAX 097-578-0819

障害福祉サービス事業所 どんこの里いぬかい

879-7302 豊後大野市犬飼町久原 1863-8 TEL 097-578-0077 FAX 097-578-1226

ライフサポートセンター なごみ園

879-7304 豊後大野市犬飼町大寒 2149-1 TEL 097-586-8070 FAX 097-586-8071

グループホーム かわしま

879-7306 豊後大野市犬飼町下津尾 3709-8 TEL 097-578-0885

相談支援事業所 プラス

879-7305 豊後大野市犬飼町田原 1416-1 TEL 578-0188 FAX 097-578-0166

児童発達支援事業所 戸次なごみ園

879-7761 大分市中戸次 4454-1 TEL 097-578-8323 FAX 097-578-8324

大分県発達障がい者支援センター ECOAL

870-0047 大分市中島西 1-4-14 TEL 097-513-1880 FAX 097-513-1890

豊後大野子育て総合支援センター

いぬかいこども園

879-7305 豊後大野市犬飼町田原 1419 TEL 097-578-0706 FAX 097-578-0710

こども発達・子育て支援センター なかよしひろば

879-7305 豊後大野市犬飼町田原 1414-1 TEL 097-586-8811 FAX 097-586-8818

大分子育て総合支援センター

こざい保育園

870-0313 大分市大字屋山 1658-6 TEL 097-528-9900 FAX 097-528-9911

こども発達支援センター 大分なごみ園

870-0318 大分市丹生 210-3 TEL 097-524-3636 FAX 097-524-3637

自閉症・子育て総合支援センター実践研究紀要

平成30年3月発行（年報1号）

発 行 社会福祉法人 萌葱の郷

発行人 五十嵐 康郎

〒879-7306

大分県豊後大野市犬飼町下津尾 4355-10

TEL 097-578-0818 FAX 097-578-0819